

教 育 委 員 会 会 議 次 第

令和 7 年 3 月 21 日 (金)

午前 9 時 00 分～

函南町役場 3 階 教育委員会室

1 開 会

2 前回会議録の承認

3 教育長の報告その他事務事業の報告

4 付議案件

議案第14号 要保護及び準要保護児童生徒の認定について

議案第15号 要保護及び準要保護児童生徒の継続認定について

議案第16号 函南町教育委員会町職員の人事異動について

議案第17号 函南町教育委員会町職員(教諭)の人事異動について

議案第18号 函南町学校運営協議会委員の委嘱について

議案第19号 函南町就学支援委員会委員の委嘱について

議案第20号 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について

議案第21号 函南町校内適応指導教室「ステップ・ルーム」設置に関する基本方針
の一部変更について

議案第22号 教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

議案第23号 かななみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部改
正について

議案第24号 函南町スポーツ推進委員の委嘱について

議案第25号 函南町放課後子ども教室コーディネーターの委嘱について

議案第26号 函南町放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について

議案第27号 かななみ仏の里美術館運営審議会委員の委嘱について

5 報 告

報告第 4 号 函南町地域クラブ認定要項の制定について

6 そ の 他

(1) 後援依頼について

ア 函南町文化協会主催 第 1 回「函南“フラフェスタ&日舞さくらの会”」

イ 第36回わんぱく相撲三島場所 ～若き挑戦～

(2) こども家庭センターの設置について

次回委員会開催予定

定例会 令和 7 年 4 月 23 日 (水) 13 : 10～ 函南町役場 3 階 教育委員会室

教育長関係報告事項

令和7年3月21日（金）

月日	曜日	内 容
2月27日	木	・ スポーツ推進審議会(13:30～)
3月3日	月	・ 企画会議(9:00～)
3月4日	火	・ 第3回社会教育委員会兼公民館運営審議会（13:30～）
3月5日	火	・ 令和7年第1回(3月)函南町議会定例会（9:00～）
3月6日	木	・ 令和7年第1回(3月)函南町議会定例会（9:00～）
3月7日	金	・ 令和7年第1回(3月)函南町議会定例会（9:00～） ・ 共同学校事務室協議会（14:00～） ・ 臨時田方地区教育長会（16:00～） ・ 子ども・子育て会議（19:00～）
3月10日	月	・ 函南町防災会議(14:00～)
3月11日	火	・ 史跡箱根旧街道災害復旧整備委員会(14:00～) ・ 第5回函南町不登校連絡協議会(14:30～)
3月12日	水	・ 令和7年第1回(3月)函南町議会定例会（9:00～） ・ 函南町いじめ問題対策専門委員会(14:00～)
3月13日	木	・ 静岡茶愛飲促進県民会議（10:00～）
3月15日	土	・ かなみ女性の会総会(13:00～)
3月17日	月	・ 課長等連絡会議（14:00～） ・ 企画会議（15:00～） ・ 月光天文台こよみ寄贈式（11:00～）
3月18日	火	・ 町内幼稚園こども園卒園式（9:00～） ・ 大学院派遣報告（15:30～）
3月19日	火	・ 町内小学校卒業式（9:00～） ・ 町内中学校卒業式（13:00～）
3月20日	木	・ トマびよチキンカレーお披露目会(10:30～)
3月21日	金	・ 定例教育委員会(9:00～) ・ 第2回函南町総合教育会議(13:10～)

議案第14号

要保護及び準要保護児童生徒の認定について

要保護及び準要保護児童生徒の認定について、教育委員会の承認を求める。

令和7年3月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

保護者から就学援助申請が提出されたので、認定について教育委員会の承認を求めるものです。

議案第15号

要保護及び準要保護児童生徒の継続認定について

令和7年度要保護及び準要保護児童生徒の継続認定について、教育委員会の承認を求める。

令和7年3月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和6年度要保護及び準要保護児童生徒で就学援助の認定を受けている者の継続認定について承認を求めるものです。

議案第16号

函南町教育委員会町職員の人事異動について

函南町教育委員会町職員の令和7年4月1日発令人事異動を別紙のとおりとした
いので、教育委員会の承認を求める。

令和7年3月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年3月17日付け町職員の人事異動内示に伴い、函南町教育委員会町職員の
異動について、教育委員会に承認を求めるものです。

令和7年4月1日付発令

人事異動内示（函南町）

令和7年3月17日
函南町教育委員会

○ 教育委員会（行政職・栄養士・用務員等）

【部長級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
教育次長	岩谷 智正	企画財政課長	昇格 町長部局から出向

【課長級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
学校教育課長	杉村 睦	学校教育課課長補佐	昇格

【課長補佐級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
学校教育課課長補佐	渡邊 淳一	生涯学習課課長補佐	
生涯学習課課長補佐	本郷 和弘	管財課課長補佐	町長部局から出向
生涯学習課課長補佐	杉山 守	環境衛生課課長補佐	図書館長 町長部局から出向

【係長級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
環境衛生課係長	梅原 彰祐	生涯学習課係長	焼却場長 町長部局へ出向
生涯学習課係長	岩本 陽佑	生涯学習課主査	昇格

【主査級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
都市計画課主査	川野 翠	学校教育課主査	町長部局へ出向
学校教育課主査	秋山英利子	学校教育課主事	昇格
生涯学習課主査	高井 彩	都市計画課主査	町長部局から出向

【主事級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
生涯学習課主事	樋口ゆずか	福祉課主事	町長部局から出向

【主事補級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
福祉課主事補	山田あかり	学校教育課主事補	町長部局へ出向

○ 学校栄養士

新 任	氏 名	旧 任	備 考
函南小学校主任栄養士	笹原 茉琴	西小学校栄養士	昇格(3級主任栄養士)
西小学校主任栄養士	西島絵里子	函南小学校主任栄養士	

○ 新規採用職員

新 任	氏 名	備 考
学校教育課指導主事	平田 智博	新規採用職員 静岡県教育委員会(長岡中学校)から出向
学校教育課主事補	早川さくら	新規採用職員 町長部局から出向

○ 退職者等 (前職)

所属等	氏 名	備 考
教育次長	梅原 宏幸	令和7年3月31日付 定年退職
学校教育課指導主事	後藤 卓	令和7年3月31日付 静岡県教育委員会(伊豆中学校)に帰任
学校教育課主査	杉山 恵子	令和7年3月31日付 定年退職
二葉こども園栄養士	寶来 真夕	令和7年3月31日付 依願退職
二葉こども園用務員	室伏由美子	令和7年3月31日付 定年退職

【役職定年】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
住民課	渡邊美奈子	生涯学習課課長補佐	4級主査 町長部局へ出向

○ 再任用 (1年目)

所属等	氏 名	備 考
学校教育課	杉山 恵子	任用期間：令和8年3月31日まで
二葉こども園	室伏由美子	用務員 任用期間：令和8年3月31日まで

○ 再任用 (4年目)

所属等	氏 名	備 考
生涯学習課	牧野 満枝	図書館 任用期間：令和8年3月31日まで

人事異動内示(函南町)

令和7年3月21日
函南町教育委員会

○ 教育委員会（事務局）

【課長補佐級】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
学校教育課指導主事	平 田 智 博	静岡県教育委員会	

【新規採用職員】

新 任	氏 名	備 考
学校教育課指導主事	平 田 智 博	静岡県教育委員会(長岡中学校)より出向

【退職者】

所 属	氏 名	備 考
学校教育課指導主事	後 藤 卓	令和7年3月31日付 静岡県教育委員会(伊豆中学校)へ帰任

議案第17号

函南町教育委員会町職員（教諭）の人事異動について

函南町教育委員会町職員（教諭）の令和7年4月1日発令人事異動を別紙のとおりしたいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年3月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

令和7年3月17日付け町職員の人事異動内示に伴い、函南町教育委員会町職員（教諭）について、教育委員会に承認を求めるものです。

人事異動内示（教諭）

令和7年3月17日
函南町教育委員会

○ 幼稚園

新 任	氏 名	旧 任	備 考
二葉こども園園長	加藤 弘子	間宮幼稚園園長	
間宮幼稚園園長	鈴木 美恵	間宮幼稚園主任教諭	昇格(5級園長)
みのり幼稚園園長	野澤 紀子	みのり幼稚園主任教諭	昇格(5級園長)
二葉こども園副園長	高柳 紀子	丹那幼稚園主任教諭	昇格(5級副園長)
二葉こども園主任教諭	望月真由子	二葉こども園主任教諭	昇格(4級主任教諭)
間宮幼稚園主任教諭	渡辺由香理	自由ヶ丘幼稚園主任教諭	
みのり幼稚園主任教諭	松本 加容	西部保育園主任保育士	町長部局から出向
自由ヶ丘幼稚園主任教諭	吉岡 裕香	自由ヶ丘幼稚園主任教諭	昇格(4級主任教諭)
丹那幼稚園主任教諭	高橋 史佐	三島函南広域行政組合 主任保育士	町長部局から出向
みのり幼稚園主任教諭	田嶋 千夏	みのり幼稚園教諭	昇格(3級主任教諭)
自由ヶ丘幼稚園主任教諭	勝又 京美	西部保育園保育士	昇格(3級主任教諭) 町長部局から出向
丹那幼稚園教諭	吉田 彩奈	西部保育園保育士	昇格(2級教諭) 町長部局から出向
間宮幼稚園教諭	杉本 百花	間宮幼稚園教諭	昇格(2級教諭)
みのり幼稚園教諭	豊田 萌絵	みのり幼稚園教諭	昇格(2級教諭)
自由ヶ丘幼稚園教諭	石川 真未	二葉こども園教諭	
春光幼稚園教諭	下村南々星	自由ヶ丘幼稚園教諭	
自由ヶ丘幼稚園教諭	田崎 瞳	春光幼稚園教諭	

○ 新規採用職員

新 任	氏 名	備 考
間宮幼稚園	高柳 美月	新規採用職員 町長部局から出向
自由ヶ丘幼稚園	須永 美咲	新規採用職員 町長部局から出向
春光幼稚園	羽入 俊太	新規採用職員 町長部局から出向

○ 退職者等（前職）

所属等	氏 名	備 考
二葉こども園園長	田村美和子	令和7年3月31日付 依願退職
みのり幼稚園主任教諭	高野 知美	令和7年3月31日付 依願退職
丹那幼稚園教諭	神田ちひろ	令和7年3月31日付 依願退職
間宮幼稚園教諭	渡辺 美穂	令和7年3月31日付 依願退職

【役職定年】

新 任	氏 名	旧 任	備 考
自由ヶ丘幼稚園	下村ます美	西部保育園園長	4級主任教諭 町長部局から出向
西部保育園	成田 好美	みのり幼稚園園長	4級主任保育士 町長部局へ出向

○ 保育園

新 任	氏 名	旧 任	備 考
西部保育園園長	西澤 愛	二葉こども園副園長	昇格 町長部局へ出向
西部保育園保育士	杉山 周平	自由ヶ丘幼稚園教諭	昇格(2級保育士) 町長部局へ出向
西部保育園保育士	加藤 未来	二葉こども園教諭	町長部局へ出向
西部保育園保育士	小針 もも	自由ヶ丘幼稚園教諭	町長部局へ出向

議案第 18 号

函南町学校運営協議会委員の委嘱について

函南町学校運営協議会規則（令和 2 年函南町教育委員会規則第 1 号）第 5 条の規定により、別紙の者を函南町学校運営協議会委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 3 月 21 日提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

函南町学校運営協議会規則（令和 2 年函南町教育委員会規則第 1 号）第 6 条（委員の任期）2 項の規定により、各小・中学校から委員辞任等に伴い新たな委員の推薦があったため、残任期間の委員委嘱について教育委員会に承認を求めるものです。

任期は令和 8 年 3 月 31 日まで。

学校運営協議会新委員一覧

函南町学校運営協議会規則第5条に基づき、令和7年度 函南町立小中学校の新任学校運営協議会委員を下記の方に委嘱します。

新任者の任期は、前任者等の残任の期間である令和7年4月1日から令和8年3月31日までになります。

(1) 函南小学校

No.	(ふりがな) 名 前	性 別	属性 (※1)	委員歴	住 所	備 考
1	かみかど ひろし 神門 寛	男	2	新任		R7 PTA会長
2	しのみや まこと 四野宮 信	男	1	新任		登下校見守り隊ボランティア
3	あきやま かずよし 秋山 和義	男	1	新任		R7 仁田区長

(2) 丹那小学校

1	いいだ たかひさ 飯田 貴久	男	2	新任		R7 PTA会長
2		男	1	新任		R7 丹那区区長会長

(3) 桑村小学校

1	かわぐち こうじ 川口 浩司	男	1	新任		R7 桑原区長
2	かいせ りゅういち 貝瀬 隆一	男	1	新任		R7 函南区長
3			2	新任		R7 大竹区長
4	むらかみ かつし 村上 克司	男	2	新任		R7 PTA役員
5	ひょうどう かおる 兵藤 薫	女	2	新任		R7 PTA役員

(4) 東小学校

1	むろふし じゅんいち 室伏 淳一	男	1	新任		R7 平井区長
2	たけむら せいいちろう 竹村 聖一郎	男	1	新任		R7 柏谷区長
3	かなざし すみよ 金指 澄代	女	2	新任		R7 PTA会長

(5) 西小学校

1	あらい おや 新井 綾	女	2	新任		R7 PTA会長
---	----------------	---	---	----	--	----------

(6) 函南中学校

1	やまざき ちあき 山崎 千秋	女	2	新任		R7 PTA 副会長
2	すぎやま ひろみ 杉山 浩巳	男	1	新任		塚本区代表
3	かみお まさし 神尾 政師	男	1	新任		八ツ溝区代表

(7) 東中学校

1	いしい まさたか 石井 雅隆	男	2	新任		R7 PTA会長
---	-------------------	---	---	----	--	----------

※ 丹那小、桑村小は、現区長等に代わり、新たな区長に委員を委嘱します。氏名は、わかり次第、報告します。

※1 属性については、1:地域住民、2:保護者、3:地域学校協働活動推進委員、4:学識経験者、5:その他

○函南町学校運営協議会規則

令和2年1月27日教委規則第1号

改正

令和2年10月21日教委規則第8号

函南町学校運営協議会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第47条の5に規定する学校運営協議会（以下「協議会」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 協議会は、函南町立小学校及び中学校（以下「小中学校」という。）の運営に関して函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）及び校長の権限と責任の下、保護者及び地域住民の学校支援等を通じた学校運営への参画の促進及び連携強化を図ることにより、学校、保護者、地域住民等の相互の信頼関係を深め、一体となって学校運営の改善及び児童生徒の健全育成に取り組むことを目的とする。

(設置)

第3条 教育委員会は、前条に規定する目的を達成できると認める場合には、協議会を設置しようとする学校の校長、地域住民、保護者等の意向を踏まえた上で、協議会を設置することができる。

2 協議会の設置に当たっては、対象学校（当該学校運営協議会がその運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する学校をいう。以下同じ。）の校長、保護者及び地域住民の意向を反映するよう努めるものとする。

(名称)

第4条 協議会の名称は、協議会を設置する学校（以下「設置学校」という。）の目指す協議会像を表現したものとなるよう、学校ごとに定めることができる。

(組織)

第5条 協議会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者について、教育委員会が委嘱し、又は任命する。

(1) 対象学校の所在する地域の住民

(2) 対象学校に在籍する児童又は生徒の保護者

(3) 社会教育法（昭和24年法律第207号）第9条の7第1項に規定する地域学校協働活動推進員その他の対象学校の運営に資する活動を行う者

(4) その他教育委員会が必要と認める者

2 対象学校の校長は、前項の委員の委嘱又は任命に関する意見を教育委員会に申し出ることができる。

3 委員の定数は、対象学校の校長と協議の上、教育委員会が定める。

4 委員に欠員が生じた場合には、新たに委員を委嘱又は任命することができる。

(委員の任期)

第6条 委員の任期は、委嘱又は任命された日から2年とし、再任することを妨げない。

2 前条第4項の規定により新たに委嘱又は任命された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(報酬等)

第7条 委員の報酬及び費用弁償は、函南町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和39年函南町条例第4号）の定めるところによる。

(守秘義務等)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職務を退いた後も、同様とする。

議案第 19 号

函南町就学支援委員会委員の委嘱について

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町就学支援委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年3月21日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在の委員の任期が令和7年3月31日を以て満了となるため、新たに委員を委嘱したいので、教育委員会の承認を求めるものです。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和 7 年度 函南町就学支援委員（案）

番	氏 名	勤 務 先	職 名	該当条項
1	安田 秀	NTT 東日本伊豆病院	医 師	条例第 3 条第 1 号
2	皆川 行寛	臨床心理オフィス Be サポート	臨床心理士	条例第 3 条第 3 号
3		函南中学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
4		東中学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
5		函南小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
6		丹那小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
7		桑村小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
8		東小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
9		西小学校	校 長	条例第 3 条第 4 号
10			園長代表	条例第 3 条第 6 号
11			特別支援学級代表 (知的)	条例第 3 条第 5 号
12			特別支援学級代表 (自情)	条例第 3 条第 5 号
13			通級指導教室代表	条例第 3 条第 5 号
14		伊豆の国特別支援学校	特別支援学校教諭	条例第 3 条第 3 号
15		健康づくり課	保健師	条例第 3 条第 2 号
16	鈴木 浩子	子育て支援課	臨床心理士	条例第 3 条第 3 号 及び第 7 号
17	松田かおる	学校教育課	公認心理師	条例第 3 条第 3 号

函南町就学支援委員会設置条例（昭和54年2月27日条例第10号）

最終改正:令和5年2月14日条例第7号

改正内容:令和5年2月14日条例第7号 [令和5年4月1日]

○函南町就学支援委員会設置条例

昭和54年2月27日 条例第10号

改正

平成元年6月29日条例第19号

平成24年6月20日条例第14号

平成27年3月3日条例第5号

令和5年2月14日条例第7号

函南町就学支援委員会設置条例

（設置、目的）

第1条 教育委員会の諮問に応じ、障害のある幼児、児童及び生徒（以下「児童生徒等」という。）の就学について、適正な支援を行うことができるようにするため、就学支援委員会（以下「委員会」という。）を置く。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、次のとおりとする。

- （1）児童生徒等の特別支援学校及び特別支援学級への就学の審議及び支援に関すること。
- （2）児童生徒等の就学に関する調査及び実態把握に関すること。
- （3）静岡県就学支援委員会との連絡及び調整に関すること。
- （4）その他必要な事項

（委員）

第3条 委員会は、委員19人以内で組織し、その委員は、次に掲げる者から教育委員会が委嘱する。

- （1）医師
- （2）保健師
- （3）特別支援教育に関して識見を有する者
- （4）函南町立学校の校長
- （5）函南町立学校の特別支援学級の担当者
- （6）函南町立幼稚園の代表園長
- （7）児童福祉関係者
- （8）その他必要と認める者

2 委員の任期は、1年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

（委員長）

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理する。

3 委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指定する委員が、その職務を代理する。

（会議）

第5条 委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができないものとし、議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長が決するところによる。

3 委員会で必要であると認める場合は、関係職員等を出席させることができる。

4 委員会の会議は、公開する。ただし、委員の過半数の承諾があるときは、会議の一部又は全部を非公開とすることができる。

（庶務）

第6条 委員会の庶務は、教育委員会学校教育課において処理する。

（委任）

第7条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成元年6月29日条例第19号）

この条例は、平成元年7月1日から施行する。

附 則（平成24年6月20日条例第14号）

この条例は、平成24年7月1日から施行する。

附 則（平成27年3月3日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年2月14日条例第7号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

議案第20号

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員の委嘱等について

函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例（平成30年函南町条例第10号）第3条の規定により、別紙の者を函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員に委嘱又は任命したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年3月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和7年3月31日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

令和7年度 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会委員（案）

○敬称略

番	氏 名	勤 務 先	職 名	該当条項
1	久保田 浩子	函南町教育委員会	教育長	要綱第3条第3号
2		中学校	校長(中学校長代表)	要綱第3条第1号
3		小学校	校長(小学校長代表)	要綱第3条第1号
4		幼稚園	園長(幼稚園長代表)	要綱第3条第2号
5		静岡少年鑑別所		要綱第3条第7号
6		静岡県東部児童相談所		要綱第3条第4号
7		静岡地方法務局沼津支局	人権擁護委員	要綱第3条第5号
8		函南町社会福祉協議会	民生・主任児童委員	要綱第3条第7号
9		三島警察署生活安全課	生活安全課長	要綱第3条第6号
10		三島警察署生活安全課	生活安全係長	要綱第3条第6号
11		三島警察署生活安全課	スクールサポーター	要綱第3条第6号
12		三島警察署函南町交番		要綱第3条第6号
13	高木 基	三島警察署	少年警察ボランティア	要綱第3条第6号
14	谷本 弘二	静岡保護観察所	保護司(保護司代表)	要綱第3条第7号
15	芹田 俊男	NPO 青少年問題防止ネットワーク	スクールアドバイザー代表	要綱第3条第7号
16	伊澤 竜也	NPO 青少年問題防止ネットワーク	スクールアドバイザー代表	要綱第3条第7号
17		函南中学校	生徒指導主事	要綱第3条第7号
18		東中学校	生徒指導主事	要綱第3条第7号
19		函南小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
20		丹那小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
21		桑村小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
22		東小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
23		西小学校	生徒指導主任	要綱第3条第7号
24	高谷 由紀恵	子育て支援課	係長	要綱第3条第7号
25	庄司 佳乃	教育支援センター	センター長	要綱第3条第7号
26	松田 かおる	教育支援センター	教育相談員	要綱第3条第7号
27	佐藤 香	教育支援センター	スクールソーシャルワーカー	要綱第3条第7号

○いじめ防止対策推進法

(いじめ問題対策連絡協議会)

第14条 地方公共団体は、いじめの防止等に関係する機関及び団体の連携を図るため、条例の定めるところにより、学校、教育委員会、児童相談所、法務局又は地方法務局、都道府県警察その他の関係者により構成されるいじめ問題対策連絡協議会を置くことができる。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例

(組織)

第3条 協議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、法第14条第1項に掲げる関係者及び生徒指導関係者のうちから、教育委員会が委嘱又は任命する。

○函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会運営要綱

(委員)

第3条 函南町いじめ防止等生徒指導連絡協議会条例第3条の規定により教育委員会が委嘱又は任命する委員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 学校 函南町立小中学校長
- (2) 幼稚園 函南町立幼稚園長
- (3) 教育委員会 函南町教育長
- (4) 児童相談所 児童相談所職員
- (5) 法務局又は地方法務局 人権擁護委員
- (6) 都道府県警察 静岡県警察職員
- (7) その他の関係者 その他教育委員会が必要と認める者

議案第21号

函南町校内適応指導教室「ステップ・ルーム」設置に関する基本方針の一部変更について

令和5年3月教育委員会で承認を得た「函南町校内適応指導教室「ステップ・ルーム（仮称）」設置に関する基本方針」について、令和7年度より町内小学校への設置に際して、基本方針の一部を変更したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年3月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

「ステップ・ルーム」の町内小学校への設置に際し、基本方針の一部変更及び文部科学省通知等に合わせた表記変更について、教育委員会の承認を求めるものです。

函南町校内教育支援センター「ステップルーム」設置に関する基本方針

1 設置の趣旨について

諸事情により所属学級の学習や諸活動への参加に消極的な児童生徒や集団に適応するのが難しい児童生徒に対して、学校内で安心して心落ち着ける居場所を提供することが求められている。当該児童生徒に対して、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的生活習慣の改善等の相談又は支援を行うことにより、学校生活への復帰を支援するとともに、社会的自立に資することを目的として、函南町校内教育支援センター「ステップルーム」(以下、「ステップルーム」という。)を設置するものとする。

2 設置について

ステップルームは、当面の間、函南中学校、東中学校、東小学校に設置するものとする。

(1) 設置時期

函南中学校、東中学校においては、令和5年4月1日、東小学校については、令和7年4月1日からとする。

(2) 設置形態

1 教室を原則とし、教室設置場所等は当該校の判断とする。但し、具体的運営において、円滑な活動を担保するために、パーテーションの使用等による個別学習エリアや、共用のテーブル等を設置したコミュニティエリアを整えるといった環境面での「居場所づくり」と心理面での「居場所づくり」に努めることとする。

3 業務について

ステップルームでは、次に掲げる業務を中心に行う。

児童生徒の一人ひとりの状況に応じた集団への適応力、心のケア、学習意欲の向上、望ましい生活習慣等の習得に係る支援・助言、相談等に関することを行い、児童生徒の安定した居場所として機能するよう努める。

4 支援体制について

ステップルームにおける支援体制については次の内容を基本とする。

(1) 人的配置について

ア ステップルーム専属の支援員(以下、ステップルーム支援員という。)を1名配置し、勤務は1日6時間、週5日(月～金)とする。

イ ステップルーム支援員の具体的勤務内容については、別紙『校内教育支援センター「ステップルーム」運営の手引き』(以下、「運営の手引き」という。)の通りとする。

(2) 外部人材との連携について

ア 函南町教育支援センターのステップルーム担当者、SSWは、設置校のステップルームを計画的及び定期的に巡回、情報交換をし、支援員を補助する。

イ 函南町教育支援センターのステップルーム担当者、並びに、SSWは、設置校

の教頭及び利用児童生徒の担任、不登校コーディネーター等と、ステップルーム運営に関する情報交換を行う。

(3) 運営に関する予算措置等

人件費以外の予算措置については、当該校の予算配分内で対応する。

5 児童生徒及び保護者へのステップルームの周知について

ステップルーム設置に係る周知については、以下の通りとする。

ステップルーム設置の趣旨及び活用の方向性等について、児童生徒及び保護者に周知する際は、教育委員会が定めたステップルーム設置に関する基本方針、並びに、別紙「運営の手引き」の内容に即して、PTA総会等、当該校で機会を捉えて行うものとする。

6 ステップルーム運営に関する具体的評価の実施について

ステップルーム運営に関する具体的評価については、以下の通りとする。

(1) 設置校においては、各学期末ごとにステップルーム運営協議会を実施し、ステップルーム運営について協議する。

ステップルーム運営協議会の参加者は、該当校の校長・教頭、ステップルーム支援員、教育委員会指導主事、教育支援センター長、教育支援センターステップルーム担当者、SSWとする。

(2) 各校の「ステップルーム運営実務者」が参加する「情報交換会」を月1回程度、実施する。

「ステップルーム運営実務者」とは、ステップルーム支援員3名、教育支援センター長、教育支援センターステップルーム担当者、SSWとする。

7 ステップルームの具体的運営について

ステップルームの具体的運営については、教育委員会が定めた別紙「運営の手引き」において提示された内容の通りとする。

8 ステップルームと函南町教育支援センター「チャレンジ教室」とのかかわり

ステップルーム運営協議会等で、双方に在籍している児童・生徒についての情報交換を密にし、環境として適合する「居場所」を協議し、相互に支援する。

9 その他

函南町校内教育支援センターステップルーム設置に関する基本方針に定めるものの他、必要な事項は、函南町教育委員会が定める。

附 則

この基本方針は、令和7年4月1日から施行する。

函南町校内適応指導教室「ステップ・ルーム(仮称)」設置に関する基本方針

令和5年4月1日

函南町教育委員会

1 函南町校内適応指導教室「ステップ・ルーム(仮称)」の設置について

(1) 設置の主旨

①社会的背景…法的背景、不登校未然防止策「居場所の設置」の観点から

ア 「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律(教育機会確保法)」見直し議論の報告(R.01.06.21)、及び、再度、周知された「基本方針」、また、「不登校に関する最終調査報告書」(R4.06.10 文科省通知)における「学校内の居場所づくり(校内の別室を活用した支援策・報告書 17P)」等々において、学校や教室に居づらい、落ち着かない等々、不登校の兆候が見え始めた早期段階で、不登校未然防止のためにも「学校内で安心して、心を落ち着ける場所＝居場所」を提供することが一つの大きな支援となると提起されている。

校内に「居場所となる部屋」を設置・活用した支援、そこに、専門の支援者を配置することで、個別の相談支援・個別の学習支援が可能となる。このことが、各自治体に、大いに期待されている。

※別室登校との違い…第1に、校内適応指導教室は、教室専属スタッフが配置される。別室の場合は、担任、養護教諭、教育相談担当といった教員が支援にかかわるが、その負担は大きい。校内適応指導教室設置は、生徒に居場所を提供するとともに、支援者側の負担軽減という利点もある。

②函南町の実態から見た必要性…主に、下記2項目の観点から

ア 町内の中学校における不登校・不登校傾向の状況は、全国と同様に、近年、増加の傾向を示している。全体の生徒数が減少傾向にある中で、その増加傾向は続いている。様々な背景がそこに存在するが、近年の特徴として、主に、次のような状況があげられる。

- ・学校には行けるが、「人間関係がうまく構築できない」、「学習への取り組みに不安がある」、「自分に自信がない」等々の理由から、教室と言う「集団」に入れない生徒が、従前よりも増加の傾向を示し、結果、学校での「自分の居場所」が定まらず、別室登校、或いは、まだら登校の増加を生んでいる。

※内閣府の「子ども・若者育成支援推進大綱」作成のための調査から→2019年度出典

「子ども・若者意識調査」において、学校に居場所がないと回答した割合が、51.9%であった。「居場所がない」＝前向きな自己認識、自己肯定感が育たないことに繋がる。

イ 函南町の適応指導教室「チャレンジ教室」の現在の課題として、次のような内容があげられる。

- ・令和5年1月現在、通室登録者32名の中で、「個別ブース」での活動を希望する生徒が12名と明らかに増加傾向を示している。従前と異なり、個別に活動はできるが、小集団活動への参加が困難な通室登録者が増えている。
- ・通室している生徒の数が1月現在、32名であり、物理的に在籍可能な人数30名を超え、キャパシティ・オーバー現象が見られる。従って、個々への手厚い支援活動に、やや困難さが生じてきている。

以上、法的背景、不登校未然防止策「居場所の設置」等の観点から、また、函南町の不登校生徒の実態、また、適応指導教室「チャレンジ教室」の現在の課題等から鑑みて、学校や教室に「居づらい」、「落ち着かない」等々、不登校の兆候が見え始めた段階で、生徒が「自分の居場所として選択する場」を新たに提供していく必要がある。従って、不登校未然防止も含め、生徒自身が「自分の居場所」を選択する機会を増やすために、令和5年度より、「校内適応指導教室」を町内各中学校に設置する。

(2) 「校内適応指導教室」の具体的設置について

以上、(1)の設置の主旨に基づき、令和5年4月より、「校内適応指導教室」を下記の通り設置する。

① 設置時期 令和5年4月1日

② 当面の「校内適応指導教室」設置校は、町内中学校2校する。

ア 函南中学校…1教室

イ 東中学校……1教室

②設置形態は、1教室を原則とし、教室設置場所等は、当該校の判断とする。

(3) 校内適応指導教室の人的支援体制、組織形態として

① 校内適応指導教室への人的配置として

ア 専属の「不登校支援員」を各校に配置

- ・校内適応指導教室に、専属の不登校支援員(町単独雇用)各1名を配置する。
- ・勤務は1日4時間、週5日(月～金)とする。
- ・具体的勤務内容は、別紙・具体的運営方針の記載の通りとする。

イ 県雇用SSWの活用(町単独雇用も兼務)

- ・県雇用SSWを函南町教育支援センター付とし、両校の「校内適応指導教室」を計画的、定期的に巡回する。「不登校支援員」との「支援状況等の情報」を共有し、「個別支援」を充実させる。

SSWの勤務形態は、原則として、県費SSWとしての勤務時間と、町単独雇用時間を合わせ、原則として、1日6時間、週5日(月～金)勤務とする。(但し、年間の勤務時間数の変動・調整により中途変更有)

ウ 組織的位置づけ

- ・通常のかかわりとして、不登校支援員と県費SSWは、相互に、直接、或いは、書面等で情報交換をし、個別支援の有り様についての情報の共有を図る。
- ・「校内適応指導教室」設置校は、窓口担当者(基本的には教頭)を置き、校務分掌に位置付ける。窓口担当者(教頭)は、県費SSW、並びに、不登校支援員と日々、連絡を取る。
- ・県費SSWは、学校の「校内適応指導教室」担当者(教頭)、或いは、該当生徒の担任、養護教諭等と、常に、報告・連絡等の相互情報交換を行う。

③ 予算措置等

ア 人件費以外の予算措置について

- ・特段の配分はせず、年度当初該当校予算配当分の範囲内で教室運営に対応する。従って、備品・消耗品等の支出は、該当校予算配分内で処理する。

④ 生徒・保護者等への「校内適応指導教室」設置の周知等

ア 周知のための通知文作成について

- ・「校内適応指導教室(ステップ・ルーム)」の設置については、その趣旨を十分に反映した「保護者宛通知文」を、4月当初に、函南町教育委員会、当該校の連名で作成する。原文作成、並びに各校への提示は、教育委員会が行う。

イ 配布時期について

- ・新年度当初4月中旬までに、教委、当該校が相談し、同一時期に配布をする。

⑤ 運営に関する具体的評価の実施

ア 学期に1回、「校内適応指導教室運営協議会(仮称・ステップ・ルーム委員会」以下SRMと呼ぶ)を開催し、具体的な成果及び今後の改善点等を協議する。

イ SRMは、設置校ごとに開催し、参加者の構成は以下の通りとする。

- ・校長、教頭、利用生徒の担任、不登校担当者、特別支援コーディネーター、県SSW、不登校支援員、教室支援者、教委指導主事、支援センター職員

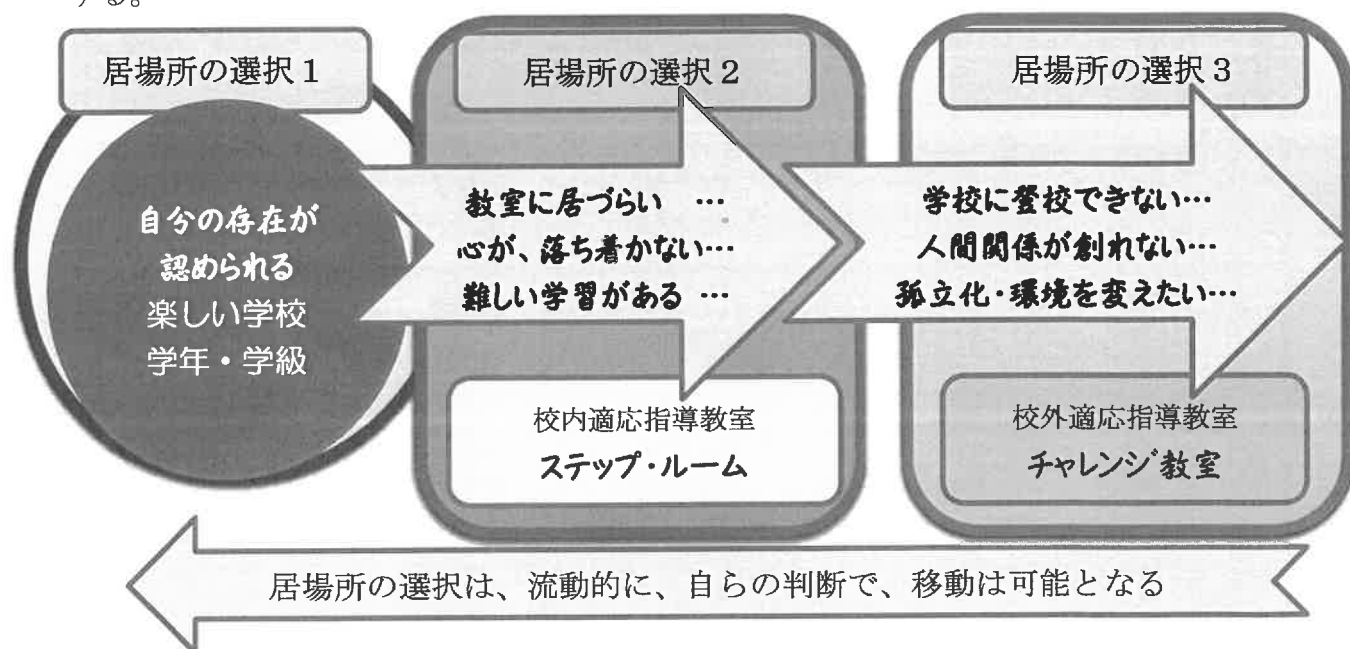
ウ SRMの準備、運営は、県SSWが担当する。

(4) 「校内適応指導教室」の「具体的運営」について

- ① 具体的な運営については、別途提示の「校内適応指導教室の具体的運営について」において提示した内容の通りとする。

(5) 函南町適応指導教室・チャレンジ教室とのかかわりについて

- ① 「チャレンジ教室」と「ステップ・ルーム」のかかわりについては、図の通りとする。



(6) その他

- ア 函南町校内適応指導教室「ステップ・ルーム(仮称)」設置に関する基本方針に定めるもののほか、必要な事項は、教育委員会が別に定める。

校内教育支援センター「ステップルーム」運営の手引き

(1) 目的

諸事情により所属学級の学習や諸活動への参加に消極的な児童生徒や集団に適応するのが難しい児童生徒に対して、校内教育支援センター「ステップルーム」を開放し、学校内で安心して心落ち着ける居場所を提供する。また、その場で、組織的に支援を継続することにより、児童生徒の心の安定を図り、集団等との「かかわりの改善」や社会的自立に向けた「個に応じた課題解決」のための支援の場となることを目的とする。

(2) 支援についての考え方

- ア 児童生徒の心の安定を図るための支援
- イ 社会的自立に向けた支援
- ウ 集団等との「かかわりの改善」、人間関係づくりに向けた支援
- エ 学習への支援
- オ 基本的な生活習慣改善等への支援

(3) 利用対象者

何らかの理由で、学級での学習や活動に不適応の状態が表出、または、継続している以下の児童生徒を対象とする。

- ア 様々な理由により、心が不安定となり、集団での活動、人間関係の維持等が困難となりつつある児童生徒
- イ 欠席状態が不規則等も含め、断続的に続いている児童生徒
- ウ 学習への不適応から断続的な遅刻・早退が続いている児童生徒
- エ 様々な事情により、一時避難や個別支援が必要な児童生徒

(4) 継続的利用の認定

継続的利用希望者は、原則として設置校の主任者会等で確認し、校長が認定する。継続的利用開始に際しては、校長、教頭、担任等が、保護者・本人と面談を行う。面談において、教頭は、保護者・本人に、校内教育支援センターの設置主旨、運営内容について説明する。

最終的に、保護者が納得し、本人が自分の居場所として選択した場合に、「利用届」の提出を依頼する。

継続的利用者については教職員に周知し、全教職員で支援できるようにする。

2 ステップルーム担当者（教育支援センターステップルーム担当者、ステップルーム支援員）の勤務及び役割について

(1) 勤務

『函南町校内教育支援センター「ステップルーム」設置に関する基本方針』の4「支援体制について」に準ずる。

(2) 役割

教育支援センターステップルーム担当者、ステップルーム支援員は、所属する学

級とのパイプ役となり、ステップルームが児童生徒にとって「安心できる居場所」となるように努め、様々な立場でかかわる教職員との日常のコーディネートを行う。

ア 児童生徒の心の安定を図るための支援

- ① 児童生徒との会話やかかわりの時間を多くもち、心の安定を図れるよう支援する。
- ② 個々のペースを大切にし、自分なりの課題への改善を図れるよう支援する。
- ③ 教育支援センターステップルーム担当者は、ステップルーム関連の児童生徒の状況に応じて、家庭訪問や保護者面接を実施し、家庭との連携を図り、個々の支援にあたる。

イ 社会的自立に向けた支援

- ① 一日の生活や学習の目標・計画を自ら決定できるよう配慮した計画ボードを作成する。
- ② 児童生徒が自己決定して活動したことを適切に評価することで、児童生徒自身が成長を感じ取れるようにする。
- ③ 教育支援センターステップルーム担当者、ステップルーム支援員は、児童生徒の特性を理解し、焦らずに根気よくかかわる。児童生徒の状況について、学級担任をはじめ、管理職や生徒指導主任・主事、不登校担当等との情報交換の時間を意図的に作る。場合によっては、ケース会議やSC・SSWとの面談を実施する。
- ④ 自ら援助要請したり相談したりすることができる力がつくようにかかわる。

ウ 集団等との「かかわりの改善」、人間関係づくりに向けた支援

- ① 会話やゲーム、軽スポーツなどを計画的に行い、コミュニケーション能力の育成に努める。
- ② 教職員との人間関係づくりはもちろん、ステップルームを利用する児童生徒同士と一緒に活動するような場面を意図的に設定し、対人関係を学ぶ。
- ③ 学校行事や参加可能な教科等には、児童生徒の状況を考慮しながら、無理のない範囲で参加するよう配慮する。

エ 学習への支援

- ① 基礎学力の向上を図るため、個に応じた支援を心がける。
- ② 児童生徒の興味・関心に即して担任及び教科担任等との連携を図り、学習方法や教材の工夫等について確認する。
- ③ 児童生徒の状況を鑑みて、リモート授業やステップルーム以外での学習の場（所属学級の授業を含む）に参加できるよう支援する。

オ 基本的な生活習慣改善等への支援

上記ア～エの支援を展開する中で、各自個々の生活を振り返る支援を継続する。

カ その他

- ① 所属学級の配付物が確実に児童生徒や家庭に届くように、教職員と連絡・調整を行う。
- ② 学級担任をはじめ、関係する教職員との情報交換（ステップルーム利用者記録

簿の回覧を含む)を随時実施する。

- ③ 教育支援センターステップルーム担当者は、函南町教育支援センターやＳＣ・ＳＳＷ等関連機関と連携を図る。
- ④ 教育支援センターステップルーム担当者、ＳＳＷは、不登校連絡協議会に参加し、小・中学校の不登校児童生徒の状況把握に努める。

3 学校・教職員の支援体制・役割について

(1) 不登校担当コーディネーター教員（「ステップルーム担当教員」とする）の役割

ア 学校や学級担任等とステップルーム支援員間の連絡・調整

- ① 学校の日程や時間割関係の変更、児童生徒等への連絡事項など、必要に応じてステップルーム支援員に伝え、支障がないように配慮する。
- ② 学校及び児童生徒に関する様々な情報がステップルーム支援員に届くよう配慮する。

イ 教育支援センターステップルーム担当者・ステップルーム支援員の補助的役割

始業後と終業前の時間(朝の会・帰りの会)や行事等、教育支援センターステップルーム担当者・ステップルーム支援員がつけない、あるいは補助が必要な場合には、求めに応じて教頭、教務等と分担し、児童生徒等への支援にあたる。

(2) 学級担任の基本的な役割と支援体制

ア 人間関係づくり

- ① 実情に応じて可能な範囲でステップルームに出向き、児童生徒とコミュニケーションを深める。
- ② 児童生徒の状況に応じて、所属学級や学年の様子を伝える。
- ③ 児童生徒の記録した「個別ファイル」を毎日確認し、ステップルーム利用の児童生徒の状況を把握し、短文コメント等を記して、該当児童生徒とコミュニケーションを図る。

イ 配付物

- ① 配付物は、説明をしながら手渡すことを心がける。
- ② 出張等で都合がつかない場合は、ステップルーム支援員に依頼する。提出期限のある通知文書等についても、同様とする。

ウ 給食

「給食の受け取り方」「場所」等について、できる限り現状を考慮し、相談のうえ、児童生徒自身が決定するよう支援し、対応する。

エ 所属学級とのつながり

- ① 担任は、予め、教育支援センターステップルーム担当者・ステップルーム支援員と該当児童生徒の状況を確認し、状況に応じて、計画的に所属学級との交流の機会（集会、学活、総合など）を設ける。その際、誘い方や活動時間・場所については十分に配慮し、本人の意思を尊重する。
- ② 所属学級の児童生徒の理解を得るため、「学級の一員」としての配慮や意識をもてるような働きかけや支援を行う。

(3) 学校・教職員の支援体制・役割

ア 教職員への周知

学校は、年度始めに「函南町不登校支援について」の周知用パンフを活用し、「チャレンジ教室」と「ステップルーム」との設置目的等の違い、『函南町校内教育支援センター「ステップルーム」設置に関する基本方針』等の内容を教職員に周知し、教育委員会との連携、理解を高める。

イ 教職員の役割と対応

- ① 年間を通じて全職員で、可能な範囲でステップルームで過ごす児童生徒にかかわる。ただし、始業後と終業前の時間(朝の会・帰りの会)は、それぞれ教頭・主幹教諭や教務主任・不登校担当教員・教育支援センターステップルーム担当者等々、対応可能な複数人で分担し業務に支障がないように工夫する。
- ② 児童生徒の求めに応じて、可能な範囲で学習への個別支援を行う。学習プリントや資料、情報等はどの児童生徒にも届くよう配慮する。また、機をとらえて、児童生徒の取り組みや成長を評価する。
- ③ 児童生徒の状況を理解した上で、丁寧かつ親身な支援を心がけることで、児童生徒が「学校は、安心できる場所」という思いをもてるようにする。

4 継続的利用開始後の児童生徒の動き

- (1) 原則として、通常の登校完了時刻(7:50)より20分程度遅い時刻(8:10以降)に登校時刻を設定するなど、他の児童生徒と登校時間帯が重ならないよう配慮する。ただし、事情により設定した時間帯に登校できない児童生徒については、適宜配慮し対応する。
- (2) 防犯の観点から8:10を過ぎたら昇降口を施錠する等の場合、遅れて登校したステップルーム利用の児童生徒は、来客用玄関等から登校し、事務室の職員等に登校を報告し、ステップルームへ移動する。
- (3) 登校した児童生徒は、ステップルーム内に設置されたホワイトボード(WB)に、氏名札を貼り登校時刻を記入する。併せて、ステップルーム支援員は職員室出席黒板に、同様の記録を残す。その後、所属学級の予定を確認し、ステップルームでの「一日の過ごし方(時間割)」を決定し、WBに記入する。(意識づけのため・行動の視覚化)
- (4) ステップルームの基本的な活動時間の流れ

	時 間 帯	活 動 内 容
ア	登校時	・ 個別ファイルを職員室から持ってきて、または届けてもらい「一日の過ごし方(時間割)」を決め、ファイルとWBに記入する。
イ	8:30	・ 1校時開始。以降は自分で作成した時間割に沿って生活をする。
ウ	給食	・ 各自の決めた方法、場所で給食を受け取り食べる。
エ	下校時	・ 個別ファイルに、一日の振り返りを記入し、下校の確認サインをもらう。(担当:ステップルーム支援員、教頭・主幹教諭・教務主任、

		教育支援センターステップルーム担当者等) ・個別ファイルを職員室、または担当者に提出し下校する。
--	--	---

5 その他

校内教育支援センターステップルーム運営の手引きに定めるもののほか必要な事項は、設置者である教育委員会が別途定める。

附 則

函南町校内教育支援センター「ステップルーム」設置に関する基本方針の9項に従い、表記内容全体の見直しを行い、原文の一部を改正する。この運用の手引きは令和7年4月1日から施行する。

議案第22号

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則について

教育長に対する事務委任規則（昭和31年函南町教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年3月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

地方自治法施行令の一部を改正する政令が令和7年4月1日に公布予定であり、同政令第167条の2第1項第1号における随意契約の基準額が改正されることから所要の改正を行うものです。

函南町教育委員会規則第 号

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則

教育長に対する事務委任規則（昭和31年函南町教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第1条第3号中「80万円」を「150万円」に改め、同条第10号中「130万円以上」を「200万円以上」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

教育長に対する事務委任規則（昭和31年函南町教育委員会規則第2号）

旧	新
（事務委任） 第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 (1)～(2) (略) (3) 1件<u>80万円</u>を超える教育財産の取得を申出ること。 (4)～(9) (略) (10) 1件<u>130万円以上</u>の工事の計画を策定すること。 (11)～(17) (略)	（事務委任） 第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。 (1)～(2) (略) (3) 1件<u>150万円</u>を超える教育財産の取得を申出ること。 (4)～(9) (略) (10) 1件<u>200万円以上</u>の工事の計画を策定すること。 (11)～(17) (略)

○教育長に対する事務委任規則

昭和31年11月7日教委規則第2号

改正

昭和63年5月16日教委規則第2号

平成17年6月15日教委規則第3号

平成25年8月29日教委規則第8号

平成30年3月27日教委規則第6号

教育長に対する事務委任規則

(事務委任)

第1条 教育委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する教育事務を教育長に委任する。

- (1) 学校教育又は社会教育に関する一般方針を定めること。
- (2) 学校・公民館・文化センター及び図書館の設置及び廃止を決定すること。
- (3) 1件80万円を超える教育財産の取得を申出ること。
- (4) 県費負担教職員の懲戒及び県費負担教員たる校長の任免その他の進退について内申すること。
- (5) 県費負担教職員のサービスの監督の一般方針を定めること。
- (6) 前2号に定めるもののほか人事の一般方針を定め及び懲戒を行うこと。
- (7) 県費負担教員以外の校長及び図書館長の任免を行うこと。
- (8) 教育委員会事務局及び教育機関の職員の任免を行うこと。
- (9) 学校・公民館・文化センター及び図書館の敷地を選定すること。
- (10) 1件130万円以上の工事の計画を策定すること。
- (11) 教育委員会規則の制定又は改廃を行うこと。
- (12) 教育予算その他議会の議決を経るべき議案について意見を申出ること。
- (13) 法令及び条例に定めのある附属機関等の委員の任命又は委嘱及び解任又は解職を行うこと。
- (14) 校長・教員その他の教育関係職員の研修の一般方針を定めること。
- (15) 学齢児童生徒の就学すべき学校の区域を設定し又はこれを変更すること。
- (16) 教科用図書の採択に関すること。
- (17) 文化財の指定及び解除に関すること。

(委任の特例)

第2条 教育長は、前条の規定にかかわらず、委任された事務について、重要かつ異例の事態が生

じたときは、これを教育委員会の決定により処理することができる。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（昭和63年5月16日教委規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成17年6月15日教委規則第3号）

この規則は、平成17年7月1日から施行する。

附 則（平成25年8月29日教委規則第8号）

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

附 則（平成30年3月27日教委規則第6号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

事務連絡
令和7年3月12日

各都道府県市区町村担当課	御中
各都道府県財政担当課	
各都道府県入札契約担当課	
各指定都市財政担当課	
各指定都市入札契約担当課	

総務省自治行政局行政課

「地方自治法施行令の一部を改正する政令案」について（情報提供）

今般、地方自治法施行令の一部を改正する政令案について、別添のとおり検討しておりますので、情報提供します。

今回の改正案では、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第1号において、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第5上欄に掲げる種類に応じ、同表下欄に定める額（基準額）の範囲内において地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、随意契約によることが可能とされているところ、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、基準額の引上げを行うことを検討しております。

また、標記政令案の公布は令和7年3月下旬、上記改正事項の施行期日は令和7年4月1日を予定しております。

この点、施行期日（令和7年4月1日）から標記政令案による引上げ後の基準額に基づき随意契約により契約を締結する場合、各地方公共団体の規則で定める額について改正を行う必要がありますので、あらかじめ御承知おきください。

各都道府県市区町村担当課におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市区町村（一部事務組合等を含む。）の財政担当課及び入札契約担当課に対してもこの旨周知願います。

なお、地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて、各市区町村に対して本事務連絡についての情報提供を行っていることを申し添えます。

【連絡先】総務省自治行政局 行政課
TEL : 03-5253-5509
E-mail : gyousei@soumu.go.jp

地方自治法施行令の一部を改正する政令案の概要（抜粋）

1. 改正内容

■ 少額随契の基準額の見直し関係（地方自治法施行令別表第5、地方公営企業法施行令別表第1及び市町村の合併の特例に関する法律施行令第50条）

- 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「自治令」という。）第167条の2第1項第1号において、売買、貸借、請負その他の契約でその予定価格が別表第5上欄に掲げる契約の種類に応じ、同表下欄に定める額（基準額）の範囲内において普通地方公共団体の規則で定める額を超えないときは、随意契約によることが可能とされているところ、昨今の物価高騰や事務の効率化の観点を踏まえ、基準額を引き上げることとする。
- 地方公営企業についても、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）別表第1において、自治令と同種の契約につき、同額の基準額を定めていることから、自治令と同様に基準額を引き上げることとする。加えて、市町村の合併の特例に関する法律施行令（平成17年政令第55号）第50条において、自治令の財務に関する規定について必要な読替えを行っているところ、同条についても所要の規定の整備を行うこととする。

【少額随契の基準額の見直し（案）】

契約の種類	地方公共団体		(参考) 国
	現行	改正案	改正案
一 工事又は製造の請負	250万円（130万円）	400万円（200万円）	400万円
二 財産の買入れ	160万円（80万円）	300万円（150万円）	300万円
三 物件の借入れ	80万円（40万円）	150万円（80万円）	150万円
四 財産の売払い	50万円（30万円）	100万円（50万円）	100万円
五 物件の貸付け	30万円（30万円）	50万円（30万円）	50万円
六 前各号に掲げるものの以外のもの	100万円（50万円）	200万円（100万円）	200万円

注）括弧内は、指定都市を除く市区町村における基準額。

2. 今後の予定

閣議：令和7年3月下旬（予定）

施行日：令和7年4月1日（少額随契の基準額の見直し関係）

議案第23号

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部改正について

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則（平成24年函南町教育委員会規則第3号）の一部を別紙のとおり改正する。

令和7年3月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

かなみ仏の里美術館における観覧料の減額について、必要な事項を定めるため、所要の改正をするものです。

函南町教育委員会規則第 号

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに制定する。

令和 年 月 日

函南町教育長

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則の一部を
改正する規則

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則（平成24年函南町教育委員会規則第3号）の一部を次のように改正する。

第5条第1号中「障害者基本法」の次に「（昭和45年法律第84号）」を加え、同条中第5号を第6号とし、第2号から第4号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 指定難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証又は登録者証を有する者をいう。）

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則（平成24年函南町教育委員会規則第3号）

旧	新
（観覧料の減額） 第5条 条例第5条の規定による観覧料の減額（パスポートを除く。）を受ける者は次のとおりとし、1人当たり100円を減額する。ただし、重複の減額を行わない。 (1) 高齢者（満65歳以上の者をいう。）及び障害者（障害者基本法に定める者をいう。） (2) (略) (3) (略) (4) (略) (5) (略)	（観覧料の減額） 第5条 条例第5条の規定による観覧料の減額（パスポートを除く。）を受ける者は次のとおりとし、1人当たり100円を減額する。ただし、重複の減額を行わない。 (1) 高齢者（満65歳以上の者をいう。）及び障害者（障害者基本法（昭和45年法律第84号）に定める者をいう。） (2) <u>指定難病患者（特定医療費（指定難病）受給者証又は登録者証を有する者をいう。）</u> (3) (略) (4) (略) (5) (略) (6) (略)

医 疾 第 936 号
令和 6 年 11 月 21 日

各市町長 様

静岡県健康福祉部長

難病患者に対する公共施設利用料の減免について

静岡県では、難病患者の社会参加の促進を図るため、県有施設利用料の減免対象者に指定難病患者を加える改正を行うことといたしました。

各市町におかれましては、本改正の趣旨を踏まえ、管轄する公共施設における利用料減免の対象拡充について、御検討いただくようお願いいたします。

担 当 医療局疾病対策課難病対策班
電話番号 054-221-3393
E-mail shippei@pref.shizuoka.lg.jp

(件名)

難病患者に対する公共施設利用料の減免について

(静岡県健康福祉部医療局疾病対策課)

1 概要

- ・利用料金を徴する県有施設の多くは、障害者基本法に基づき、障害者への施設利用料の減免を実施している。(障害者手帳を持たない難病患者は、減免の対象外)
- ・県では、難病患者の社会参加促進を図るため、県規則を改正し、新たに県有施設利用料の減免対象に指定難病患者を加える。

2 制度改正の概要

区 分	現 状	改正後
減免対象	身体障害者手帳、療育手帳、 精神保健福祉手帳	身体障害者手帳、療育手帳、 精神保健福祉手帳、 特定医療費（指定難病）受給者証、 登録者証
対象施設	県有施設 12 か所 (障害者に対する減免規定あり)	同 左
実施時期等	—	令和 7 年 4 月～ (パブリックコメント R6. 12～R7. 1)

3 協力依頼

難病患者の社会参加促進を図るため、各市町におかれては、指定難病の医療受給者証や登録者証の所持者が、障害者手帳の所持者と同等のサービスを受けられるよう、所管公共施設における利用料減免の拡充について御検討いただきたい。

(参考 1) 改正の経緯

障害者基本法

第二十四条 国及び地方公共団体は、障害者及び障害者を扶養する者の経済的負担の軽減を図り、又は障害者の自立の促進を図るため、税制上の措置、**公共的施設の利用料等の減免その他必要な施策を講じなければならない。**

- ・平成 23 年改正の障害者基本法、平成 25 年の障害者総合支援法施行により、「障害者」の定義に難病患者が含まれる
- ・令和 6 年 9 月、NPO 法人静岡県難病団体連絡協議会から要望
「難病患者も障害者手帳を持っている方と同等のサービスを受けられるよう検討をお願いします」

(参考 2) 県内減免対象者の状況

区 分	障害者手帳	指定難病	
		受給者証	登録者証
県内所持者数	221, 455 人	28, 633 人	73 人※

※令和 6 年 4 月～制度開始のため、令和 6 年 9 月末現在の人数

○新たに難病患者を利用料減免の対象とする県有施設

施設名	所在市町
静岡県立美術館	静岡市
ふじのくに地球環境史ミュージアム	静岡市
静岡県立水泳場	静岡市
静岡県水産・海洋技術研究所浜名湖分場体験学習施設	浜松市
静岡県立三ケ日青年の家	浜松市
静岡県立観音山少年自然の家	浜松市
静岡県富士山世界遺産センター	富士宮市
静岡県立朝霧野外活動センター	富士宮市
ふじのくに茶の都ミュージアム	島田市
静岡県富士水泳場	富士市
静岡県立焼津青少年の家	焼津市
静岡県武道館	藤枝市

○かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則

平成24年 3 月30日教委規則第 3 号

改正

平成24年 9 月27日教委規則第 7 号

平成24年12月19日教委規則第 8 号

令和 2 年12月18日教委規則第 9 号

令和 4 年 4 月28日教委規則第 3 号

かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例（平成23年函南町条例第 18号。以下「条例」という。）第11条の規定に基づき、かんなみ仏の里美術館（以下「美術館」という。）の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(開館時間)

第 2 条 美術館の開館時間は、午前10時から午後 4 時30分までとする。ただし、美術館長（以下「館長」という。）が必要と認めるときは、開館時間を変更することができる。

(休館日)

第 3 条 美術館の休館日は、次のとおりとする。ただし、館長が必要と認めるときは休館日に開館し、又は休館日以外の日に休館することができる。

(1) 火曜日

(2) 火曜日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第 3 条各号に規定する休日（以下この号において「休日」という。）に当たるときは、その日後においてその日に最も近い休日でない日

(3) 12月29日から翌年の 1 月 3 日まで

(パスポート)

第 4 条 パスポートの交付を受けようとする者は、かんなみ仏の里美術館パスポート交付申請書（様式第 1 号）を町長に提出するとともに、条例別表第 2 に規定する 1 年の観覧料を納付しなければならない。

2 前項の規定によりパスポートの交付を受けた者が、美術館に展示されている仏像群を観覧しようとするときは、パスポートを提示するものとする。

3 前項の規定によるパスポートの提示がないときは、第 1 項の規定によるパスポートの交付を受

けていないものとみなす。

- 4 パスポートの交付を受けた者は、パスポートを他人に譲渡し、又は貸与してはならない。
- 5 パスポートには、交付番号、有効期限、住所、氏名、生年月日及び性別を記載するものとする。
- 6 パスポートの再交付は原則として行わないものとする。

(観覧料の減額)

第5条 条例第5条の規定による観覧料の減額（パスポートを除く。）を受ける者は次のとおりとし、1人当たり100円を減額する。ただし、重複の減額は行わない。

- (1) 高齢者（満65歳以上の者をいう。）及び障害者（障害者基本法に定める者をいう。）
- (2) 10人以上の団体で観覧する者
- (3) 富士箱根伊豆交流圏市町村ネットワーク会議発行のS K Y広域圏内施設優待券を持参する観覧者
- (4) 函南町が発行する割引券を持参する観覧者
- (5) 函南町と優待、割引等に関する契約書等を締結した者が発行する会員証等を持参する観覧者

(観覧料の免除)

第6条 条例第5条の規定による観覧料の免除は、次のとおりとする。

- (1) 学習活動の一環として教師等の引率により、子ども及び引率者が入館する場合
- (2) 前号の規定にかかわらず、町長が特別の理由があると認める場合

(免除の申請等)

第7条 前条の規定により観覧料の免除を受けようとする者は、観覧しようとする日の3日前までにかなみ仏の里美術館観覧料免除申請書（様式第2号）に必要事項を記入の上、町長に提出しなければならない。

- 2 町長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、許可又は不許可としたときは、かなみ仏の里美術館観覧料免除許可不許可通知書（様式第3号）を交付する。

(施設の利用)

第8条 条例第7条に規定する美術館のうち、多目的室、資料展示室及び敷地内（以下「施設」という。）の貸出しの条件は、次のとおりとする。

- (1) 開館時間内の多目的室及び資料展示室の1回の使用期間は、連続する6日間（休館日を除く。）を限度とすること。
- (2) 開館時間外の多目的室及び資料展示室の1回の使用期間は、休館日を除く当日1日限りとする。

すること。ただし1日は、午後4時30分から午後9時までとする。

(3) 敷地内の1回の使用期間は、連続する2日間を限度とすること。

(4) 入場料金を徴収しないこと。

(5) 許可を受けた目的以外の展示及び活動をしてしないこと。

(6) 壁、柱等に貼り紙、釘打ち等をしないこと。ただし、館長の許可を受けた場合は、この限りではない。

(7) 物品の販売をしてしないこと。ただし、館長の許可を受けた場合は、この限りではない。

(8) 館内での飲食、館内及び敷地内での火気使用をしてしないこと。ただし、館長の許可を受けた場合は、この限りではない。

(使用の手続)

第9条 施設を使用しようとする者は、かなみ仏の里美術館使用許可申請書（様式第4号）を館長に提出しなければならない。

2 施設の使用許可の受付期間は、使用しようとする日の属する月の3か月前の日の属する月の初日から2か月間とする。ただし、館長が特に必要と認めたときは、この限りではない。

3 館長は、施設の使用を許可したときは、かなみ仏の里美術館使用許可書（様式第5号）を交付するものとする。

(譲渡等の禁止)

第10条 前条第3項の規定による許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、使用の権利を譲渡し、又は転貸してはならない。

(使用の許可の取消し)

第11条 館長は、使用者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段によりその許可を受けたとき。

(2) 第8条に規定する条件に違反したとき。

(入館入場者の禁止事項)

第12条 美術館に入館し、又は敷地内に入場する者は、次に掲げる行為をしてはならない。

(1) 美術館の施設本体、設備、美術品等を汚損し、又は損傷すること。

(2) 指定の場所以外においての飲食及び火気を使用すること。

(3) 他人の迷惑となるような行為をすること。

(4) 身体障害者補助犬を除く動物同伴の入館をすること。

(5) 仏像展示室内、館内資料等を撮影すること。ただし、館長の許可を受けた場合は、この限りではない。

(6) 前各号に定めるもののほか、美術館の管理及び運営のため必要な指示に違反すること。

(委任)

第13条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は館長が教育委員会の承認を得て別に定める。

附 則

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年9月27日教委規則第7号）

1 この規則は、平成24年11月1日から施行する。

2 この規則の施行前に従前の規定及び様式により取り扱ったものは、改正後の相当の規定及び様式により取り扱ったものとみなす。

附 則（平成24年12月19日教委規則第8号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和2年12月18日教委規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和4年4月28日教委規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
 様式第1号（第4条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

かなみ仏の里美術館パスポート交付申請書

年 月 日

函南町長 氏 名 様

住 所
(申請者) 氏 名

次のとおりパスポートの交付を申請します。

受 取 人	住 所	申請者と同一の場合、記入は不要です。
	(ふりがな) 氏 名	
	性 別	男 ・ 女
	生 年 月 日	年 月 日
	電 話 番 号	
	交 付 番 号	
備 考		

かなみ仏の里美術館観覧料免除申請書		
年 月 日		
両南町長 氏 名 様		
住 所		
(申請者) 団体名		
氏 名		
次のとおり観覧料の免除を申請します。		
観 覧 日	年 月 日 (曜日)	
観 覧 の 目 的		
観 覧 者 の 人 数	大人 人 子ども 人	
免 除 の 理 由	☐ 規則第6条 第1号 ☐ 規則第6条 第2号 (具体的に記載すること) ()	
免 除 の 内 容	定められた観覧料	円
	免除を受けようとする額	円

様式第3号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
 様式第3号（第7条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

許可 通知書 不許可 かなみみの里美術館観覧料免除	
第 号 年 月 日	
様 函南町長 氏 名 印	
年 月 日付けで申請のあったかなみみの里美術館観覧料の免除について、 許可 次のとおり としての通知します。 不許可	
正規の観覧料	円
免 除 額	円
理由 規則第6条 第 号に該当	

様式第4号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）
様式第4号（第9条関係）（用紙 日本産業規格A4縦型）

かなみ仏の里美術館使用許可申請書

年 月 日

かなみ仏の里美術館長 様

住 所

（申請者） 団体名

氏 名

次のとおり（多目的室・資料展示室・回廊・駐車場・大型駐車場・交流広場）の使用許可を申請します。

使 用 日 時	年 月 日（曜日）午前、午後 時 分から 年 月 日（曜日）午前、午後 時 分まで
使 用 の 目 的	
使 用 の 内 容 及び利用人員	
使 用 附 属 設 備 ・ 備 品	
備 考	

かなみみの里美術館使用許可書	
第 号 年 月 日	
様 かなみみの里美術館長 氏 名 ㊦	
次のとおり（多目的室・資料展示室・回廊・駐車場・大型駐車場・交流広場）の使用を許可します。	
使用日時	年 月 日（曜日）午前、午後 時 分から 年 月 日（曜日）午前、午後 時 分まで
使用の目的	
許可条件	1. 使用期間は、上記の使用承認を受けた期間とすること。 2. 入場料金は徴収しないこと。 3. 許可を受けた目的以外の展示・活動をしていないこと。 4. 許可を受けないで、壁・柱等へ貼り紙・釘打ち等しないこと。 5. 許可を受けないで、物品の販売、飲食・火気を使用しないこと。 6. 使用を終ったときは直ちにこれを原状に復さなければならない。

議案第 24 号

函南町スポーツ推進委員の委嘱について

函南町スポーツ推進委員に関する規則（昭和 37 年函南町教育委員会規則第 1 号）の規定により別紙の者を函南町スポーツ推進委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和 7 年 3 月 21 日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和 7 年 3 月 31 日を以て満了となるため、委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和 7 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで。

令和7年度 函南町スポーツ推進委員会 再任・新任者名簿（案）

No.	区分	氏 名	(よみがな)	任 期
1	再任	島田 勉	しまだ つとむ	R7.4～R9.3
2	再任	坂口 吉治	さかぐち よしはる	R7.4～R9.3
3	再任	室伏 貴司	むろふし たかし	R7.4～R9.3
4	再任	長島 輝	ながしま ひかる	R7.4～R9.3
5	新任	福田 敦子	ふくだ あつこ	R7.4～R9.3

令和7年度 函南町スポーツ推進委員会名簿（案）

No.	区分	氏 名	（よみがな）	任 期
1	再任	島田 勉	しまだ つとむ	R7.4～R9.3
2	任期中	坂上 敬治	さかうえ けいじ	R6.4～R8.3
3	任期中	飯田 拓也	いいだ たくや	R6.4～R8.3
4	任期中	伊藤 仁美	いとう ひとみ	R6.4～R8.3
5	任期中	上杉 綾子	うえすぎ あやこ	R6.4～R8.3
6	任期中	山地 正訓	やまじ まさのり	R6.4～R8.3
7	任期中	鈴木 省三	すずき しょうぞう	R6.4～R8.3
8	再任	坂口 吉治	さかぐち よしはる	R7.4～R9.3
9	任期中	飯田 洋市	いいだ よういち	R6.4～R8.3
10	任期中	渡利 光義	わたり てるよし	R6.4～R8.3
11	再任	室伏 貴司	むろふし たかし	R7.4～R9.3
12	再任	長島 輝	ながしま ひかる	R7.4～R9.3
13	任期中	野田 伸子	のだ のぶこ	R6.4～R8.3
14	任期中	伊藤 貴明	いとう たかあき	R6.4～R8.3
15	任期中	小鹿 孝	こしか たかし	R6.4～R8.3
16	任期中	早野 治之	はやの はるゆき	R6.4～R8.3
17	任期中	白坂 恵	しらさか めぐみ	R6.4～R8.3
18	新任	福田 敦子	ふくだ あつこ	R7.4～R9.3

○函南町スポーツ推進委員に関する規則

昭和37年 7 月 9 日教委規則第 1 号

改正

昭和54年 1 月23日教委規則第 4 号

昭和57年 3 月13日教委規則第 4 号

平成12年 3 月 1 日教委規則第 1 号

平成24年 2 月24日教委規則第 1 号

函南町スポーツ推進委員に関する規則

(目的)

第 1 条 この規則は、スポーツ基本法（平成23年法律第78号）第32条第 2 項の規定に基くスポーツ推進委員の職務その他、スポーツ推進委員に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(職務)

第 2 条 スポーツ推進委員は住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項についての職務を行う。

- (1) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行なうこと。
- (2) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (3) 学校、公民館等の教育機関その他行政機関の行なうスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (4) スポーツ団体、その他の団体の行なうスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じて協力すること。
- (5) 住民一般に対し、スポーツの理解を深めること。
- (6) 前各号に掲げるものの外、住民のスポーツの振興のための指導助言を行うこと。

2 前項の規定によりスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、教育長が定める。

(定数)

第 3 条 スポーツ推進委員の定数は18名とする。

(任期)

第 4 条 スポーツ推進委員の任期は 2 年とする。ただし、補欠のスポーツ推進委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 教育委員会は、前項の規定にかかわらず、特別の理由のあるときは、前項の期間中においてもスポーツ推進委員の委嘱を解くことができる。

3 スポーツ推進委員は、再任されることができる。

(服務)

第5条 スポーツ推進委員は、相互に、密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第6条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行なう上に必要な知識及び技術の修得に努めなければならない。

(委任)

第7条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年1月23日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和54年4月1日から適用する。

附 則 (昭和57年3月13日教委規則第4号)

この規則は、公布の日から施行し、昭和57年4月1日から適用する。

附 則 (平成12年3月1日教委規則第1号)

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年2月24日教委規則第1号)

この規則は、公布の日から施行する。

議案第25号

函南町放課後子ども教室コーディネーターの委嘱について

函南町放課後子ども教室推進事業実施要綱（平成21年函南町教育委員会告示第3号）の規定により、別紙の者を函南町放課後子ども教室コーディネーターに委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年3月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和7年3月31日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和7年4月1日から令和8年3月31日まで。

函南町放課後子ども教室コーディネーター候補者

任期：令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

NO	前任者	候補者		備 考
		氏 名	所 属	
1	ワタベ 法美 渡邊 法美	ワタベ 法美 渡邊 法美	ボランティアリーダーわたげ代表	再任

○函南町放課後子ども教室推進事業実施要綱

平成21年4月1日教委告示第3号

函南町放課後子ども教室推進事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、放課後、学校の休業日等に学校施設、公共施設等を活用して、子どもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域住民の参画を得て、子どもたちとともに学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等を行う事業（以下「放課後子ども教室推進事業」という。）を実施することにより、子どもたちが地域社会において安心して健やかに育成される環境の整備を推進することを目的とする。

(対象)

第2条 放課後子ども教室推進事業の対象は、小学校の児童とする。

(内容)

第3条 放課後子ども教室推進事業の内容は、次のとおりとする。

- (1) 学校施設、公共施設等を活用して、放課後、学校の休業日等における地域の子どもの安全で安心な活動の拠点又は居場所を提供すること。
- (2) 地域の多様な大人の参画を得て、子どもたちに、学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の様々な体験の機会を提供すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、子どもたちが地域社会において安心して健やかに育成される環境の整備を推進するために必要な活動

(実施主体)

第4条 放課後子ども教室の実施主体は、函南町教育委員会とする。ただし、事業の一部を次に掲げる要件に該当する団体に委託して実施することができる。

- (1) 町民が自主的に組織する団体で、営利を目的としないものであること。
- (2) 規約、会則等及び会員名簿を有し、民主的な運営が行われている団体であること。
- (3) 子育て支援及び青少年の健全育成を目的とし、子どもたちとともに学習、スポーツ、文化活動、地域住民との交流活動等の様々な活動（以下「育成活動」という。）を行っていること。
- (4) 地域における育成活動の実績が1年以上あり、継続的かつ計画的に当該育成活動を行っていること。
- (5) 政治活動及び宗教活動を行っていないこと。

(実施場所)

第5条 放課後子ども教室推進事業の実施場所は、学校施設、公共施設等のうち、放課後子ども教室推進事業を安全に安心して実施できる場所として放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）が定める場所とする。

(実施回数等)

第6条 放課後子ども教室推進事業の実施回数は、運営委員会が別に定める。

2 放課後子ども教室推進事業は、年間を通じて、放課後、学校の休業日等に継続的に実施する。

(コーディネーター)

第7条 函南町放課後子ども教室の円滑な運営、総合的な調整等を行うため、コーディネーターを置く。

2 コーディネーターは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 函南町放課後子ども教室の総合的な調整

(2) 放課後子ども教室推進事業及び放課後児童健全育成事業との連携及び調整

(3) 函南町放課後子ども教室の活動プログラムの企画・策定等

(4) 保護者、ボランティア等に対する函南町放課後子ども教室への参加誘導

(5) その他函南町放課後子ども教室の実施に関し必要な事項

3 コーディネーターは、青少年育成、地域コミュニティ活動等の知識経験を有する者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

4 コーディネーターの任期は、委嘱の日から当該年度の末日までとし、再任を妨げない。ただし、コーディネーターが欠けた場合における補欠の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 函南町放課後子ども教室の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

議案第26号

函南町放課後子どもプラン運営委員会委員の委嘱について

函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱(平成21年教育委員会告示第2号)の規定により、別紙の者を函南町放課後子どもプラン運営委員に委嘱したいので、教育委員会の承認を求める。

令和7年3月21日 提出

函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員の任期が令和7年3月31日を以て満了となるため、新たな委員の委嘱について、教育委員会に承認を求めるものです。

任期は、令和7年4月1日から令和9年3月31日まで。

函南町放課後子どもプラン運営委員候補者一覧

任期：令和7年4月1日から令和9年3月31日まで

NO	前任者	候補者		備 考
		氏 名	所属・選任理由	
1	トミナガ カズヒコ 富永 和彦	トミナガ カズヒコ 富永 和彦	函南町社会教育委員長 (3) 社会教育関係者	再任
2	ハンダ カズヨ 半田 和世	ハンダ カズヨ 半田 和世	ジュニアコーラス函南講師 (8) その他教育委員会が必要と認める者	再任
3	ヤマモト テツヤ 山本 哲也 (R6函小PTA会長)	-	函南小学校PTA会長 (5) PTA関係者	4月教育委員会にて 追加委嘱予定
4	ワタナベ ハリミ 渡邊 法美	ワタナベ ハリミ 渡邊 法美	ボランティアリーダーわたげ代表 (6) ボランティア団体関係者	再任
5	フジワラ アキラ 藤原 啓 (R6校長会長)	-	町内小学校長 (1) 学校関係者	4月教育委員会にて 追加委嘱予定
6	イシイ ツネオ 石井 恒男	-	学校教育課地域学校協働活動担当 (7) 行政関係者 (8) その他教育委員会が必要と認める者	
7	オオニシ ケンタ 大西 健太	-	子育て支援課留守家庭児童保育所担当 (2) 留守家庭児童保育所関係者 (4) 児童福祉関係者 (7) 行政関係者	

○函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

平成21年4月1日教委告示第2号

函南町放課後子どもプラン運営委員会設置要綱

(設置)

第1条 少子化や核家族化の進行など、子どもを取り巻く環境の変化を踏まえ、放課後等に子どもが安心して活動できる場の確保を図ることを目的とした、放課後子どもプラン推進事業の一体的又は連携した円滑な運営を図るため、函南町放課後子どもプラン運営委員会（以下「運営委員会」という。）を設置する。

(事業)

第2条 運営委員会は、第1条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 放課後子どもプラン推進事業の円滑な推進のための会議
- (2) 放課後子どもプラン推進事業の各種事業に関する調査活動
- (3) 前2号に掲げるもののほか、放課後子どもプラン推進事業の運営に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 運営委員会は、委員15人以内をもって組織し、次に掲げる者で構成する。

- (1) 学校関係者
- (2) 留守家庭児童保育所関係者
- (3) 社会教育関係者
- (4) 児童福祉関係者
- (5) PTA関係者
- (6) ボランティア団体関係者
- (7) 行政関係者
- (8) その他教育委員会が必要と認める者

2 委員は、函南町教育委員会が委嘱する。

(運営委員会の委員の任期)

第4条 運営委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営委員会の委員長及び副委員長)

第5条 運営委員会に、委員長及び副委員長を置く。

2 委員長、副委員長は、委員の互選による

3 委員長は、運営委員会を代表し、会務を総理する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(運営委員会の会議)

第6条 運営委員会は、委員長が招集し、委員長は、会議の議長となる。

2 運営委員会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。

3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

4 運営委員会は、年間を通じて定期的に開催するよう努めるものとする。

(運営委員会の庶務)

第7条 運営委員会の庶務は、生涯学習課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から実施する。

議案第27号

かなみ仏の里美術館運営審議会委員の委嘱について

かなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例（平成24年函南町条例第9号）の規定により、別紙の者をかなみ仏の里美術館運営審議会委員に委嘱したいので教育委員会の承認を求める。

令和7年3月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

現在委嘱している委員1名から退任の申し出があったため、新たな委員1名の委嘱について教育委員会の承認を求める。

任期は、前任者の残任期間である令和7年4月1日から令和8年3月31日までとする。

かなみ仏の里美術館運営審議会委員退任者名簿

氏名	住所	所属	任期	備考
加藤 章裕		令和6年度桑原区長	令和6年4月1日～ 令和8年3月31日	退任

かなみ仏の里美術館運営審議会委員候補者（案）

氏名	住所	所属	任期	備考
川口 浩司		令和7年度桑原区長	令和7年4月1日～ 令和8年3月31日	新任

かなみ仏の里美術館運営審議会委員名簿（案）

（任期）令和6年4月1日から令和8年3月31日

	氏 名	役職	所 属	備 考
1	関本 光泰	会長	あまぎ認定こども園	任期中
2	富永 和彦	副会長	函南町社会教育委員会委員長	任期中
3	栗生 明		千葉大学名誉教授	任期中
4	清水 眞澄		三井記念美術館長	任期中
5	岩佐 光晴		成城大学文芸学部教授	任期中
6	佐藤 聡彦		日本大学短期大学部 ビジネス教養学科 教授	任期中
7	川口 浩司		令和7年度桑原区長	新任
8	佐藤 泰博		函南町文化協会会長	任期中
9	薄井 充裕		中央大学総合政策学部 客員教授	任期中

○かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例

平成24年4月2日条例第9号

改正

平成24年4月2日条例第9号

平成24年9月18日条例第15号

かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、かんなみ仏の里美術館の設置、管理等に関し必要な事項を定めるものとする。

(設置)

第2条 函南町が保有する別表第1に掲げる仏像（以下「仏像群」という。）及び町に関する歴史、芸術、民俗等に関する資料の保存、展示並びに活用を図り、もって町民の教育、学術及び文化の発展に資するため、かんなみ仏の里美術館（以下「美術館」という。）を函南町桑原89番地の1に設置する。

(施設の管理運営)

第3条 美術館の管理運営は、教育委員会生涯学習課が行う。

2 美術館に、館長その他の管理運営に必要な職員を置く。

3 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督し、美術館を適正に管理運営する。

(観覧料)

第4条 美術館に展示されている仏像群を観覧しようとする者は、別表第2に定める額の観覧料を納付しなければならない。

(観覧料の減免)

第5条 観覧料は教育委員会規則で定めるところにより、減免することができる。

(観覧料の還付)

第6条 既納の観覧料は還付しない。ただし、その者の責めに帰することのできない理由により観覧することができなくなったときは、その全部又は一部を還付することができる。

(施設の使用)

第7条 美術館及び敷地内を使用しようとする者は、あらかじめ館長の許可を受けなければならない。

2 館長は、前項の許可をする場合において、管理運営上必要な条件を付けることができる。

(入館等の制限)

第8条 館長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、美術館及び敷地内への立入りを拒否することができる。

- (1) 公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるとき。
- (2) 美術館の管理又は運営に支障があると認めるとき。
- (3) 集团的又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (4) 前3号に掲げるもののほか、不適當であると認めるとき。

2 前項の場合において、当該者に損害が生じることがあっても、町はその賠償の責めを負わない。

(損害賠償の義務)

第9条 美術館及び敷地内の建物、設備、備品等を損傷し、又は滅失した者は、速やかにその損傷し、若しくは滅失した建物、設備、備品等を原状に回復し、又はその損傷を賠償しなければならない。ただし、町長がやむを得ない事情があると認めるときは、その賠償額を減額し、又はこれを免除することができる。

(運営審議会)

第10条 美術館の円滑な運営を図るため、かんなみ仏の里美術館運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

- 2 審議会の委員（以下「委員」という。）は、10人以下で組織する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年4月2日条例第9号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年9月18日条例第15号）

この条例は、平成24年11月1日から施行する。

者をいう。

報告第4号

函南町地域クラブ認定要項の制定について

函南町地域クラブ認定要項を制定したので、教育委員会に報告する。

令和7年3月21日 提出
函南町教育長 久保田 浩子

提案理由

部活動の地域展開の方針が国から示されている中で、函南町でも町内の中学生の受け皿として活動しているクラブを「地域クラブ」として認定し、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実に図り、クラブに所属する生徒の競技等の参加の機会を確保するため新規制定したので、教育委員会に報告するものです。

函南町地域クラブ認定要項

第1 目的

函南町立中学校における部活動の受け皿として、クラブ活動を実施する地域団体等（以下「地域クラブ」という。）を認定し、支援することにより、中学生等のスポーツ・文化芸術に親しむ環境の充実を図るとともに、生涯スポーツ・生涯学習社会の実現を図ることを目的とする。

第2 認定の要件

地域クラブの認定の要件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 函南町内の中学生等を中心に構成された地域クラブであること。
- (2) 部活動の地域の受け皿として、中学生等を対象にスポーツ又は文化芸術活動を行い、専門性の高い指導を目指すこと。
- (3) 「函南町立中学校部活動ガイドライン」に沿った活動（休養日・活動時間については遵守）であること。
- (4) 函南町内の社会教育施設等の公共施設または学校施設を活動の拠点としていること。
- (5) 地域クラブに参加する会員（中学生等及び保護者）が自由に加入及び脱会できること。
また、脱会の際には会費等の取扱いを明確にしておくこと。
- (6) 団体の規約、年間活動計画、年間収支予算、役員名簿等を整備していること。
- (7) 会員から運営に必要な会費等を徴収していること。
- (8) 営利を目的とした地域クラブでないこと。
- (9) 中学校総合体育大会等の各種大会は、地域クラブとしての参加を原則とすること。

第3 認定の申請

地域クラブの認定を申請しようとする団体（以下「申請者」という。）は、函南町地域クラブ認定申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出しなければならない。

- (1) 団体の規約又は、それに相当するもの
- (2) 概要調書（様式第2号）
- (3) 当年度の活動計画書（様式第3号）
- (4) その他教育委員会が特に必要と認める書類

第4 認定の決定

教育委員会は、申請者から第3の認定の規定による申請があったときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査の上、認定の可否を決定し、函南町地域クラブ認定通知書（様式第4号）又は函南町地域クラブ不認定通知書（様式第5号）により申請者に通知する。

第5 認定の有効期間

認定の有効期間は、認定を受けた日から当該年度末日までとし、年度ごとにこれを更新する。

第6 変更等の届出

認定を受けた地域クラブ（以下「認定地域クラブ」という。）は、第3の規定により申請した事項のうち(1)(2)(4)の内容に変更が生じた場合又は活動を休止若しくは廃止しようとする場合は、認定地域クラブ（変更・休止・廃止）届出書（様式第6号）に次に掲げる書類を添えて、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

- (1) 変更内容が確認できる書類
- (2) その他教育委員会が特に必要と認める書類

第7 認定の取消し

教育委員会は、認定地域クラブが次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、教育委員会は、地域クラブ認定取消通知書（様式第7号）により当該認定地域クラブの代表者に通知する。

- (1) 虚偽の申請により認定を受けたことが判明したとき。
- (2) 認定の要件を欠くに至ったとき。
- (3) 活動回数、活動人数が著しく減少したとき。
- (4) 認定地域クラブとしてふさわしくない行為があったとき。
- (5) その他、教育委員会が認定地域クラブとして不相当と認めたとき。

第8 認定地域クラブに対する支援

教育委員会は、認定地域クラブに対し、支援を行うものとする。

第9 認定地域クラブの責務

- 1 認定地域クラブは、教育委員会が行う事業に対し、教育委員会からの依頼に応じて連携協力を行うものとする。
- 2 認定地域クラブは、会員に対してスポーツ安全保険等、傷害保険の加入促進に努めなければならない。

第10 その他

この要項に定めのない事項については、教育委員会が必要に応じて別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要項は、令和7年3月6日から施行する。
（認定の要件に関する特例）
- 2 当面の間、第2(1)「函南町内の生徒を中心に構成された地域クラブ」は、特定非営利活動法人函南町スポーツ協会、函南町スポーツ少年団又は函南町文化協会の加盟団体に限る。

様式第 1 号

年 月 日

函南町地域クラブ認定申請書

函南町教育委員会 様

申請者 団体名
責任者 住 所
氏 名

函南町地域クラブ認定要項第 3 の規定に基づき、函南町地域クラブの認定を受けたいので、関係書類を添えて申請します。

1. 規約または会則等（様式：任意）
2. 概要調書（様式第 2 号）
3. 活動計画書（様式第 3 号）

概 要 調 書

提出日	年 月 日		
ふりがな			
クラブ名	(男子・女子)		
主な活動			
活動拠点	施設名：		
	所在地：		
所属会員数	中学生： 人	(男子 人 (女子 人	うち町内者 人 うち町内者 人)
ふりがな		職 業	
団体責任者名			
責任者連絡先	住 所：		
	電 話：		
	メールアドレス：		
指導スタッフ	氏名		任務 ()
	保有資格 ()		
	氏名		任務 ()
	保有資格 ()		
指導スタッフ	氏名		任務 ()
	保有資格 ()		
	氏名		任務 ()
	保有資格 ()		
指導スタッフ	氏名		任務 ()
	保有資格 ()		
	氏名		任務 ()
	保有資格 ()		
入 会 金	・あ り () 円 ・な し		
会 費	・年会費 () 円 ・月会費 () 円		
その他の費用	用途、おおよその金額		

活 動 計 画 書(年度)

年間活動計画（主な活動、大会・コンクール等）

4月		10月	
5月		11月	
6月		12月	
7月		1月	
8月		2月	
9月		3月	

週間活動計画（活動日は時間帯と場所、活動のない日は「休養日」と記入）

曜 日	活動時間帯	活動場所
月曜日		
火曜日		
水曜日		
木曜日		
金曜日		
土曜日		
日曜日		

様式第4号

第 号
年 月 日

地域クラブ認定通知書

団体名
責任者

様

函南町教育委員会

年 月 日に申請のあった地域クラブについて、函南町地域クラブ認定要項第4の規定により、次のとおり認定したので通知します。

記

1 認定期限 年 月 日

2 認定の条件

- (1) 活動は、活動計画書、その他の提出書類に記載された内容に基づき実施すること。活動の内容等に変更が生じた場合は、函南町地域クラブ認定要項第6の規定により、函南町教育委員会（以下「教育委員会」という。）に届け出ること。なお、教育委員会の職員が活動内容等の確認をする場合は、誠意をもって対応すること。
- (2) 活動の実施に際しては、十分な安全対策を講じること。なお、教育委員会は、事故等の責任は一切負わない。
- (3) 関係学校から生徒の活動状況の情報提供等を求められた場合は、誠意をもって対応すること。
- (4) 上記の条件や認定要件を満たさない場合、または、教育的な活動として不適当な事由が発生した場合には、認定を取り消すことがある。なお、教育委員会は、認定を取り消すことによって経済的な損害その他不測の事態が発生した場合の責任は一切負わない。

様式第 5 号

第 号
年 月 日

地域クラブ不認定通知書

団体名
責任者

様

函南町教育委員会

年 月 日に申請のあった地域クラブについて、函南町地域クラブ認定要項第 4 の規定により、下記の理由で不認定としたので通知します。

記

不認定の理由

様式第6号

年 月 日

認定地域クラブ（変更・休止・廃止）届出書

函南町教育委員会 様

申請者 団体名
責任者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により認定を受けた地域クラブに
ついて、
（変更・休止・廃止）したいので、関係書類を添えて届出ます。

記

- 1 （変更・休止・廃止）の理由
- 2 変更の内容

様式第 7 号

第 号
年 月 日

地域クラブ認定取消通知書

団体名
責任者 様

函南町教育委員会

函南町地域クラブ認定要項第 7 の規定により、貴団体の認定を取り消したので通知します。

記

団 体 名	
認定年月日	年 月 日
認定番号	第 号
認定期限	年 月 日
取消の理由	

函南町教育委員会後援申請一覧 (令和7年3月定例教育委員会分)

	事業名	主催者名	開催日 開催場所	入場料	過去承認	報告有無
1	函南町文化協会主催 第1回 「函南 “フラフェスタ&日舞さくらの会”」	函南町文化協会 会長 佐藤 泰博	令和7年6月15日(日) 函南町文化センター 多目的ホール	無	有	有
2	第36回わんぱく相撲三島場所 ～若き挑戦～	わんぱく相撲三島場所実行委員会 会長 杉山 信二	令和7年5月18日(日) 三島市立錦田中学校 相撲場	無	有	有
3	以下余白					
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						

令和7年2月21日

函南町教育委員会
教育長 久保田 浩子 様

住所 函南町 函南町文化協会
氏名 会長 佐藤 泰博
(連絡先)



下記のとおり事業を開催しますので函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	函南町文化協会主催 第1回「函南“フラフェスタ &日舞さくらの会”」		
期 日	令和7年6月15日(日) 13:00~16:00		
会 場	函南町文化センター 多目的ホール		
主催者	団体名	函南町文化協会	
	代表者	会長 佐藤 泰博	
	所在地	函南町 [REDACTED]	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	☒ ・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	なし
		後 援 (予定)	函南町教育委員会 函南町 静岡新聞社・静岡放送 伊豆日日新聞



事業の対象 と 目的	事業の対象 函南町民と近隣市町民 目的 (1) 日本伝統の日本舞踊の美しさと楽しさ及び親しみやすく明るいフラダンスを多くの町民に披露し、函南の文化発展に努める。 (2) 日本舞踊及びフラダンスを通して町民に「心の和み」「心の安らぎ」を提供し、文化の薫り高い町づくりに貢献する。 (3) 合同交流発表会を通して、会員個々の一層のスキル上達と、単位団体相互の親睦を図る。		
事業内容	函南町文化協会に加盟している日舞3団体とフラダンス7団体が「函南“フラフェスタ&日舞さくらの会”の会」を開催し、明るく健康的な町づくりに寄与する。 参加団体名 藤龍会・藤菜緒会・八舟会・ハーラウ フラ オ マカレア ロコ マイカイ・クイーンズ フラ・ロイヤル レファ メ ケ アロハ プメハナ ローズ フラ オ ナニアロハ・フラハラウ オ ハレプメ		
申請理由	日舞とフラダンスの団体が「函南“フラフェスタ&日舞さくらの会”の会」を開催し、広く町民に披露し、明るく健康的な町づくりに貢献する。そのため函南町教育委員会のご後援をいただき町民に一層の情報提供を図りたい。		
入場料	有 料 ☒ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。

事業計画書

令和7年1月29日

函南“フラフェスタ&日舞さくらの会”
実行委員長 藤間 伊世龍

1. 事業

函南町文化協会主催 第1回 函南“フラフェスタ&日舞さくらの会”(令和7年度)

2. 事業概要

函南町文化協会に加盟している日舞3団体とフラダンス7団体が「函南“フラフェスタ&日舞さくらの会”の会」を開催し、明るく健康的な町づくりに寄与する。

3. 事業の対象

函南町民と近隣市町民

4. 目的

- (1) 日本伝統の日本舞踊の美しさと楽しさ及び親しみやすく明るいフラダンスを多くの町民に披露し、函南の文化発展に努める。
- (2) 日本舞踊及びフラダンスを通して町民に「心の和み」「心の安らぎ」を提供し、文化の薫り高い町づくりに貢献する。
- (3) 合同交流発表会を通して、会員個々の一層のスキル上達と、単位団体相互の親睦を図る。

5. 開催日時

2025年6月15日(日) 13:00~16:00

6. 会場

函南町文化センター 多目的ホール

7. 出演団体

日舞	藤龍会 藤菜緒会 八舟会
フラダンス	ハーラウ フラ オ マカレア ロコ マイカイ クィーンズ フラ ロイヤル レファ メ ケ アロハ プメハナ ローズ フラ オ ナニアロハ フラハラウ オ ハレプメ

8. 入場料

無料

9. 主催

函南町文化協会

10. 後援

函南町、函南町教育委員会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞

第六回

函南日舞

さくら
の
会

令和 6 年 5 月 26 日(日)

12時30分開場 13時開演

函南町文化センター 大ホール 入場無料

出演団体：藤龍会 ・ 藤菜緒会 ・ 八舟会 ・ 粹翔流鳳艶会

主催：函南町文化協会

後援：函南町 / 函南町教育委員会 / 静岡新聞社 ・ 静岡放送 / 伊豆日日新聞

第15回

かなみ

函南 フラフェスタ

出演団体

(クイーンズフラ) (ロコマイカイ) (アロハアイカーネ)
(フラオナニアロハ) (メケアロハプメハナローズ)
(フラハラウオハレプメ) (ハーラウフラオマカレア)
(ロイヤルレフア) (ロケラニフラスタジオ)

2024

6月16日(日)

会場 函南町文化センター 大ホール

開場 12:30 開演 13:00 終演予定 15:30

入場無料

主 催:函南町文化協会

後 援:函南町教育委員会 / 静岡新聞社・静岡放送 / 伊豆日日新聞社

問合せ:実行委員長 浅沼

第15回 函南フラフェスタ プログラム

函南町文化協会会長あいさつ 佐藤 泰博



第1部 オープニング 	No.	曲名	ハラウ (団体名)
	1	カーヴィカ	クイーンズ フラ
	2	ケ アロハ	フラ オ ナニ アロハ
	3	サムウェアー イン ハワイ	メ ケ アロハ プメハナ ローズ
	4	ハワイ アーケア	ロイヤル レファ
	5	サノエ	ロコ マイカイ
	6	カ マカニ カイリ アロハ	フラ ハラウ オ ハレプメ
	7	ブルーライトヨコハマ	アロハ アイカーネ
	8	パリサ	ロケラニ フラストスタジオ
	9	カ ノホナ ピリ カイ	フラ オ ナニ アロハ
	10	イボ レイ モミ	ハーラウ フラ オ マカレア
	11	南国の夜	ロコ マイカイ
	12	ヘ メレ アロハ ノ プナ	クイーンズ フラ
	13	きよしのズンドコ節	アロハ アイカーネ

休憩 (10分)

第2部 	14	君は天然色	ロイヤル レファ
	15	ケ アロハ	ハーラウ フラ オ マカレア
	16	カ レオ オ クウ レファ	ロケラニ フラストスタジオ
	17	糸	メ ケ アロハ プメハナ ローズ
	18	ノ ヒリエ	フラ オ ナニ アロハ
	19	クウ レイ マイレ	フラ ハラウ オ ハレプメ
	20	グリーン カーネーション	アロハ アイカーネ
	21	カ ワイ オカレナ	ロイヤル レファ
	22	ファカ テレテレ	ロコ マイカイ
	23	プア オレナ	メ ケ アロハ プメハナ ローズ
	24	ワイカフリ	ロケラニ フラストスタジオ
	25	クイーンズ ジュビリー	フラ ハラウ オ ハレプメ
	26	ヴェナ	ハーラウ フラ オ マカレア
	27	オハイ アリイ カルヘア	クイーンズ フラ

閉会のことば フラフェスタ実行委員長
フラフェスタ実行委員紹介

(第1号様式)

2025年 03月 12日

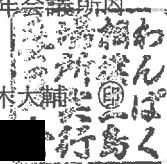
函南町教育長 様

住 所 三島市一番町 2-29 三島青年会議所内

申請者

氏 名 わんぱく相撲実行委員会 鈴木大輔

(連絡先)



後援申請依頼書

下記のとおり事業を開催しますので、函南町教育委員会の後援を賜りたく申請いたします。

記

事業名	第36回わんぱく相撲三島場所～若き挑戦～		
期 日	2025年5月18日		
会 場	三島市立錦田中学校 相撲場		
主催者	団体名	わんぱく相撲三島場所実行委員会	
	代表者	会長 杉山 信二	
	所在地	三島市一番町 2-29 三島青年会議所内	
共催又は 後援団体 (申請予定 を含める)	有・無 (有りの 場合はそ の名称)	共 催	三島市相撲連盟
		後 援	三島市、三島市教育委員会、静岡新聞社、静岡放送、伊豆日日新聞、FM ボイスキュー函南、一般社団法人三島青年会議所、清水町教育委員会、沼津市教育委員会、長泉町教育委員会、伊豆の国市教育委員会、伊豆市教育委員会

裏面があります。



事業の対象 と 目 的	事業の対象：三島市及び三島市周辺地域の小学生 小学1年生～6年生 目的：伝統文化である日本の国技である相撲を通し、「勇気」「礼節」「感謝」を学び、運動を行うきっかけを作る。		
事業内容	開会式 競技(相撲) 各部門予選リーグ 競技(相撲) 各部門決勝リーグ (各部門 1～6 位まで決定) 表彰 閉会式		
申請理由	より多くの子どもたちに周知するため		
入場料	有 料 ・ 無 料	有料の場合の金額	円

※ 開催の事業資料を添付してください。

※ 入場料が有料の場合は、収支予算書を添付してください。



小学生 男女

服装 体操着

三島場所

参加無料

相撲

わんぱく
子供

錦田中学校
相撲場

令和7年
5月18日

雨天決行



時間：受付8:00～/開会式8:30/閉会17:00予定

場所：三島市立錦田中学校相撲場（三島市谷田1505番地）

駐車場：有 *錦田小学校（三島市谷田966）

本年度は錦田中学校改修工事のため錦田小学校より送迎いたします。

- 荒天時は会場が錦田中学校体育館に変更となります。その場合、ちゃんこの振る舞いが中止となりますのでご了承下さい。

練習日

5月11日(日)

13:30～

持ち物：体操着、水筒
足ふきタオル

今年もみんなであつたか
ふるまい
ちゃんこ鍋

『わんぱく相撲とは』「わんぱく相撲」は1981年（社）東京青年会議所が（財）日本相撲協会と協力して「わんぱく相撲の手引き」を作成し、全国の市町村教育委員会と各地の青年会議所に配布。全国への普及運動をあわせて行ってきました。1985年、国技館の両国移転に伴い開催への準備も整い「わんぱく相撲全国大会新国技館落成記念大会」を開催し、今日を迎えています。わんぱく相撲三島場所実行委員会では、この「わんぱく相撲」に賛同し、1990年に「第1回わんぱく相撲三島場所」を開催し、本年度第36回三島場所を開催する運びとなりました。

お問合せ わんぱく相撲三島場所実行委員会事務局 HP: <https://www.mishimajc.com/>

主催 わんぱく相撲三島場所実行委員会 TEL(055)971-1687 〒411-0036 三島市一番町2-29 三島青年会議所内 E-mail: info@mishimajc.jp

共催：三島市相撲連盟 協賛：富士伊豆農協、株式会社村の駅、NPO法人にじのかけ橋

後援 三島市、三島市教育委員会、静岡新聞社・静岡放送、伊豆日日新聞、FMボイス・キュー、一般社団法人三島青年会議所
函南町教育委員会、清水町教育委員会、沼津市教育委員会、長泉町教育委員会

お申し込み方法 → GoogleフォームまたはFAXでお願いいたします

申し込み <https://x.gd/zd86s>

FAXでのお申し込みの方は以下の内容に記載していただき

 055-971-5001 宛にお送りください。



またはこちらの
QRコードから

小学校	学 年 (令和7年4月以降の学年)		年生
生年月日	年 齢		歳
身 長 cm	体 重 kg	性 別	
ふりがな 氏 名	既往歴 (病氣・怪我 アレルギーなど)		
わんぱく相撲 で頑張りたいこと 将来の夢はなんですか？ 自宅住所 電話番号 Eメール 練習への参加 (5/11 13:30 ~)			
一般社団法人三島青年会議所の事業告知などをメールマガジンで配信しています。 メールマガジンを配信させていただいてもよろしいでしょうか？		参加します	参加しません
		はい	いいえ

参加保護者同意書

当日撮影した写真・動画をインターネット媒体(ブログ、Facebook、Instagram、X等)へ掲載したいと考えています。これらの媒体に個人が写っている写真、動画を掲載する事を承諾していただきたいと思います。

- ・わんぱく相撲三島場所実行委員会主催のわんぱく相撲へ参加すること。
- ・参加にあたり、健康上問題がないことを確認の上、参加します。
- ・写真や動画を掲載することに同意される方は「はい」に○をお願いします
(こちらは参加の絶対条件ではございません)

はい

いいえ

申込年月日：令和 年 月 日 保護者名 印

※大会中に万一発生した事故につきましては特約保険の範囲において補償されております。
※この個人情報は、わんぱく相撲及び青年会議所運動以外には使用いたしません。

わんぱく相撲三島場所運営要綱

1、作成の目的

一般社団法人三島青年会議所が携わってきた事業であるわんぱく相撲三島場所について、その運営について改めて見直し、この事業に対する意識の共有及び新旧メンバー関係なく画一的な運営を可能にすることにより、より良い運営につながることを目的とする。

2、わんぱく相撲三島場所の概要

①目的

1990年に第1回大会を実施以降、相撲の勝敗だけにこだわることなく、子供たちの心身鍛錬・健康増進を図り、次世代を担う子供たちの持つ限りない能力を育むことを目的とする。また、子供たちが互いに応援し合うことにより、他への思いやりや感謝の気持ちを育む機会を創出する事を目的とする。

②参加資格（わんぱく相撲全国大会出場マニュアルより抜粋）

各 LOM 大会を開催する地域に在住または在学する小学生（男女）但し、在住または在学している地区で大会を開催していない場合、近隣の LOM 大会への参加を可能とする。尚、選手の LOM 大会出場は当該年度 1 回のみの参加とする。

③表彰

各部門優勝者	4～6 年生男子、高学年女子には、市長杯授与
個人部部門	1 位から 3 位 メダル
各部門	1 位から 4 位、賞状 授与

④運営組織

主催：わんぱく相撲三島場所実行委員会

共催：三島市相撲連盟

後援：三島市、三島市及び近隣地域の教育委員会、一般社団法人三島青年会議所等

⑤全国大会の予選としての三島場所

わんぱく相撲三島場所において個人戦は両国国技館にて行われる全国大会の予選という側面もある。
（わんぱく相撲は子供たちに両国国技館にて相撲を取れるという夢を与える事業でもある。）

* 2025 年予定

男子 第 40 回わんぱく相撲全国大会

場所：ひがしんアリーナ

日時：2025 年 8 月 10 日（日）

女子 第 6 回わんぱく相撲女子全国大会

場所：八戸市体育館

日時：2025 年 9 月 21 日（日）

わんぱく横綱への道

（イ）わんぱく相撲静岡県大会（1 ブロック内で 5LOM 以上の LOM 大会が開かれる場合は全国大会の前にブロック大会が開催される。静岡ブロックでは今年 9LOM にて大会が開催されるためブロック大会が開催される。なお、静岡ブロック大会の呼称は前述のとおり「わんぱく相撲静岡県大会」である。）への出場資格

男子 4、5、6 年生の各優勝者及び女子 4、5、6 年の上位者（1、2、3 年生は三島場所のみ）

（ロ）全国大会への出場資格

男子 4、5、6 年生の各上位 4 名及び女子 4、5、6 年の上位者

（ハ）全国大会

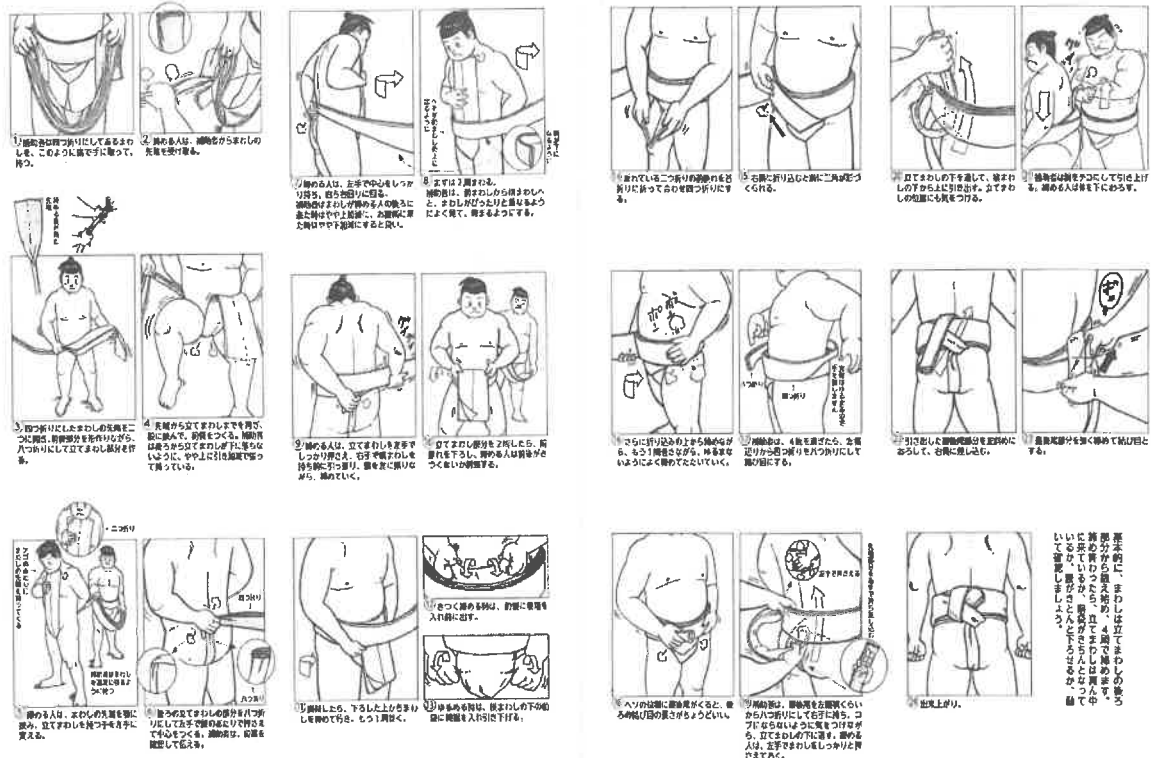
全国大会は個人戦と団体戦がある。個人戦は各学年別にトーナメント方式で行われ横綱 1 名、大関 1 名、関脇 2 名、小結 4 名を決定する。

3、わんぱく相撲三島場所運営要綱

(内容詳細)

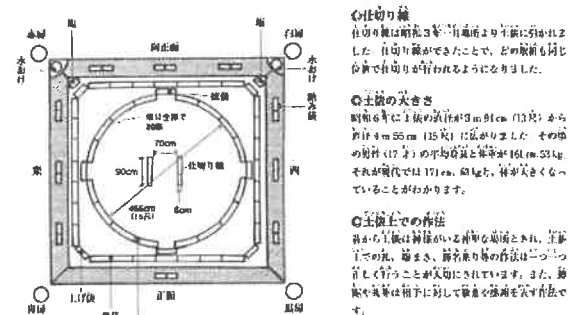
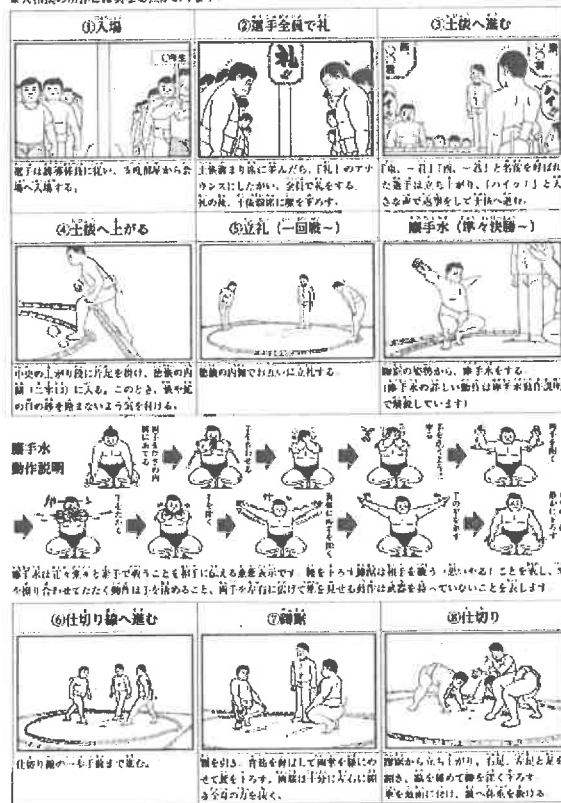
受付	担当部門の受付	受付表をもとに出場選手をチェックする。予選リーグの組を伝える。 検温、消毒をお願いする。
	取組表作成	受付表により参加人数をチェックし、予選リーグの組み合わせ表の確認を行う（人数に応じ 3 人～6 人用の取組表を作成）。
競技	まわし締め	担当部門の競技が近づいたら（本部でアナウンス）出場選手を集め、実行委員会のまわし締めを手伝い、憶えてほしい。 ゴム手袋を着用し、消毒をする。
	選手点呼	本部が読み上げた出場選手が揃っているか点呼する。 最終予選の際には、呼ばれなかった選手がいないか確認する。
	ルール説明 挨拶・礼儀指導	ルール説明は開会式でも行うので、特に返事や礼について指導する。 名前を呼ばれた選手がしっかり返事をするよう指導する。 土俵に上がる際は俵を踏まないよう指導する。 競技の始まりと終わりにしっかり礼をするよう指導する。 本要綱後半記載の禁じ手・禁じ技についてイラストを見せながら絶対にやらないように指導する。
	土俵誘導	本部の指示に従い、名前を呼ばれた選手を確認し東西に誘導する。 選手によっては、取組中に東西が入れ替わる場合があるので、その都度誘導する。
	取組記録	本部にて取組表をもとに勝敗を記録する。（勝ち＝○、負け＝×）
	決勝進出者の確認	取組表を三島市相撲連盟と照らし合わせ、決勝進出者を確認する。 決勝進出者は各部 4 名とし、同勝利数の選手が複数いる場合は、決勝進出決定戦（サドンデス）を行う。 決勝戦用の取組表を作成する。 記録し終わった（予選用）取組表は、実行委員会メンバーに渡す。
	順位の確定（決勝）	取組表を三島市相撲連盟と照らし合わせ、順位を確定する。
その他	賞状作成（決勝）	取組表をもとに賞状を作成する。（各部門 1 位から 4 位） 記録し終わった取組表は、実行委員会メンバーに渡す。
	取組応援	土俵周りで選手に声援を送る。 負けた選手を励ます。 勝った選手に称賛を贈る。
	交流促進	子供たちが、普段接することの少ない違う学校や地域の生徒との交流が図れるようフォローする。
その他	救急対応	怪我をした選手の治療に当たる。 ・軽傷の場合は、本部の薬箱にて治療 ・重症の場合は、病院への搬送（本部で対応）

まわしの締め方



試合の前後の所作

一土俵に上がってから下りるまで
※入場後の所作とは異なる点があります



禁じ手・禁じ技

次に挙げる各行為は、相手に危害を与える危険な手や技であり、禁じられています。
 ※大相撲の禁じ手とは異なります。
 危険な行為を禁じることで、運動競技としての相撲が成り立ってきました。
 試合で禁じ手・禁じ技を用いた場合は反則負けや取り直しとなることがあります。

禁じ手

廻り手で突き、殴ること 「相手の」背が刺さる。 首が振動（失明）する。	廻り手 「相手の」腕が刺さる。 目が見える。	顔面を掴むこと 「相手の」首を掴める。
目、または水月などの 顔面を突くこと 「相手の」目や顔面（失明）する。 鼻が折れる（失明）する。 内臓が破裂する。	顔面を掴むこと 「相手の」まわしが刺さる。	喉を掴むこと 「相手の」喉が潰れる（窒息）する。 首を掴める。
胸、腹を殴ること 「相手の」肋骨が折れる。 内臓が破裂する。	一指・二指を持って 折り返すこと 「相手の」髪が折れる。 指が折れる。	噛むこと 「相手の」皮膚が破れる。 皮膚が破裂する。

決まり手

主を以て次の通りです。
 これらの技の他に決まり手があり、すべて合わせると2手と5つの勝敗結果になります。

①突き出し 突っ込んで相手の腕に刺さる。	②押し出し 両手で腕を刺さる。手首に刺さる。	③寄り切り 腕で突いて相手の首を切れる。
④上手投げ 両腕からまわしをつかんで投げつける。	⑤下手投げ 両腕からまわしをつかんで投げつける。	⑥小手投げ 相手の腕を掴んで投げつける。
⑦抱き投げ 相手の腕を掴んで投げつける。	⑧上手出し投げ 両腕からまわしをつかんで投げつける。	⑨下手出し投げ 両腕からまわしをつかんで投げつける。

禁じ技

反り技 「相手の」受け手をとれない。 後頭部を刺さる。 首を掴める。	両手投げ 「相手の」受け手をとれない。 両手を刺さる。 首を掴める。	顔面投げ 「相手の」顔面を刺さる。 首を掴める。
噛み出し 「相手の」首を刺さる。	合掌 「相手の」手を刺さる。 手の指を刺さる。 首を掴める。	顔の入れ替 「相手の」首を刺さる。
後頭部を相手の腹部につける 「相手の」首を刺さる。		

⑩掛け投げ 両腕から足をつかんで投げつける。	⑪内掛け 両腕から足をつかんで投げつける。	⑫外掛け 両腕から足をつかんで投げつける。
⑬足取り 両足で相手の足を踏んで投げつける。	⑭突き落とし 両腕から足をつかんで投げつける。	⑮内蹴 両腕から足をつかんで投げつける。
⑯肩出し 両腕から足をつかんで投げつける。	⑰送りだし 両腕から足をつかんで投げつける。	⑱打ち切り 両腕から足をつかんで投げつける。

令和7年度 函南町教育委員会 開催予定日

R7.3.21版

開会日	議案名 提出期限	告示日	議案 提出期限	会議名	内容	会場
4月23日（水） 13時10分～	4月16日（水）	4月17日（木）	4月21日（月）	定例教育委員会		教育委員会室
5月29日（木） 10時00分～	5月22日（木）	5月23日（金）	5月27日（火）	定例教育委員会	開始時間:10:00～	教育委員会室
6月24日（火） 13時10分	6月17日（火）	6月18日（水）	6月22日（日）	定例教育委員会		教育委員会室
7月16日（水） 13時10分～	7月8日（火）	7月9日（水）	7月14日（月）	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
8月27日（水） 9時00分～	8月20日（水）	8月21日（木）	8月25日（月）	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:総合教育会議	教育委員会室 第1・2会議室
9月24日（水） 13時10分～	9月17日（水）	9月18日（木）	9月22日（月）	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
10月24日（金） 13時10分～	10月16日（木）	10月17日（金）	10月22日（水）	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
11月26日（水） 13時30分～	11月19日（水）	11月20日（木）	11月21日（金）	定例教育委員会	午前:学校等教育施設訪問 午後:定例教育委員会	教育委員会室
12月19日（金） 13時10分～	12月11日（木）	12月12日（金）	12月17日（水）	定例教育委員会		教育委員会室
1月27日（火） 9時00分～	1月20日（火）	1月21日（水）	1月23日（金）	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:教育奨励賞授与式	教育委員会室 大会議室
2月25日（水） 13時10分～	2月18日（水）	2月19日（木）	2月20日（金）	定例教育委員会		教育委員会室
3月18日（水） 9時00分～	3月11日（水）	3月12日（木）	3月16日（月）	定例教育委員会	午前:定例教育委員会 午後:総合教育会	教育委員会室 大会議室又は第1・2会議室

		令和7年度 函南町教育委員会定例学校等訪問 実施計画書		
--	--	--	--	--

1 実施目的

教育の中心である児童・生徒・園児たちが学ぶ学校や園、また生涯にわたり学びを支える社会教育施設等を教育委員会が自ら訪問し、教育現場の現状を、教員、児童生徒、保護者等と同様の目線で視察することで、今後の町の教育行政に役立てることを目的とする。

2 参加委員等

(1) 教育委員会(5名)

久保田 浩子教育長、渡邊 博文委員、小永井 博之委員、勝俣 聡子委員、林 千枝委員

(2) 事務局(3名)

教育次長、学校教育課長、学校教育課課長補佐

計8名

3 視察ポイント

- (1) 園、学校経営書に即した運営状況、安全対策状況、児童生徒の様子
- (2) 学校等施設の整備状況(安全対策含む)
- (3) 社会教育施設の利用状況及び整備状況(安全対策含む)

4 実施日程・視察内容

- (1) 実施日程及び視察の内容は、別紙日程・視察内容一覧のとおり。

※定例教育委員会開催日と同日に実施する。

- (2) 移動方法については、庁用車(ハイエース1台)を利用する。

- (3) 各日程における教育委員会の昼食は、原則、学校給食を試食する。

函南小・丹那小・西小・・・東京ケテリング(株)

東小・函南中・・・・・・・・(株)レクトン

桑村小・東中・・・・・・・・(株)サンユー

※10月24日のみ仕出し弁当の注文を取ります。

※給食費は実費とし、当日学校に支払う。(355円/食+町補助18円=373円/食)

6月の定例教育委員会で集金をさせていただきます。(4日分 1,492円)

5 その他

- (1) 各学校の経営書は、委員に事前配布します。
- (2) 当日は、学校長及び施設担当者から案内や説明を受ける予定ですが、都合により代理者(教頭、主任教諭など)が対応する場合があります。
- (3) 学校等の施設運営に支障のない範囲で実施するものとし、委員に対して特段の準備、接遇は不要とします。

令和 7 年度 函南町教育委員会定例学校等訪問 日程・視察内容一覧

R7.3.21版

No.	7月16日（水）	時間	視察内容等
	役場 1Fロビー集合	9：00	出発前日程等確認
1	函南小学校	9：10～9：50	学校運営状況等
2	桑村小学校	10：05～10：45	学校運営状況等
3	丹那小学校（給食試食）	11：10～12：00	学校運営状況等、給食試食（12:00～12:30）

No.	9月24日（水）	時間	視察内容等
	役場 1Fロビー集合	9：00	出発前日程等確認
1	東小学校	9：10～10：00	学校運営状況等
2	自由ヶ丘幼稚園	10：10～10：50	園運営状況等
3	東中学校（給食試食）	11：00～12：00	学校運営状況等、給食試食（12:00～12:30）

No.	10月24日（金）	時間	視察内容等
	役場 1Fロビー集合	8：50	出発前日程等確認
1	箱根旧街道史跡	9：30～10：30	施設整備状況等
2	仏の里美術館	11：15～11：55	利用者・施設運営状況等
3	役場（昼食・休憩）	12：10～13：00	

No.	11月26日（水）	時間	視察内容等
	役場 1Fロビー集合	8：35	出発前日程等確認
1	函南中学校	8：50～9：35	学校運営状況等
2	間宮幼稚園	9：45～10：20	園運営状況等
3	みのり幼稚園	10：35～11：10	園運営状況等
4	西小学校（給食試食）	11：20～12：10	学校運営状況等、給食試食（12:10～12:40）

◎幼稚園は、R7年度から複式学級を採用するみのり幼稚園と、少人数学級を実施する自由ヶ丘幼稚園、間宮幼稚園を追加。文化財として工事中の箱根旧街道と仏の里美術館を視察。

◎幼稚園・保育園については、原則、隔年で訪問することとする。